東日本大震災からの復興の状況に関する報告

令和元年１１月

第２００回国会（臨時会）提出

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第10条の２の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について報告を行うものである。

また、本報告は、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年３月11日閣議決定及び平成31年３月８日閣議決定）のフォローアップを兼ねるものである。

（目次）

復興の概況. 1

Ⅰ　復興の現状. 5
１　避難者の状況. 5
２　地域づくり. 8
（１）災害廃棄物の処理状況. 8
（２）公共インフラの本格復旧・復興の状況. 8
①安全・安心のための基盤整備関係（令和元年６月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）. 9
②交通関係（令和元年６月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）. 11
（３）復興まちづくりの状況. 13
（４）職員応援の状況. 16
３　産業・雇用. 17
（１）被災地経済の概況. 17
（２）主要業種別の概況. 19
①製造業. 19
②建設業. 20
③農業. 21
④水産業. 21
⑤観光業. 23
⑥運送業. 24
⑦商業・サービス業. 25
（３）事業者の状況. 26
①売上高. 26
②事業所数. 28
（４）雇用の状況. 30
４　原子力災害からの復興. 33
（１）事故収束（廃炉・汚染水対策）. 33
（２）避難指示区域の状況. 33
（３）賠償の状況. 37
（４）除染の状況. 37
（５）放射線による健康への影響. 38

Ⅱ　復興の取組 41
１　現場主義に立った復興加速化 41
（１）被災地共通の主要課題への対応 41
（２）原子力災害からの復興・再生 43
２　被災地共通の主要課題への対応 46
（１）被災者支援 46
①被災者支援に関する取組 46
②多様な担い手による活動への支援 48
（２）住まいとまちの復興 49
①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備 49
②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等 53
（３）産業・生業の再生 55
①産業復興の加速化 55
②農林水産業の再生 62
（４）観光の振興 63
（５）「新しい東北」の創造に向けて 64
３　原子力災害からの復興・再生 67
（１）これまでの取組 67
（２）事故収束（廃炉・汚染水対策） 68
①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施 68
②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信 69
③作業員の労働環境改善等 70
（３）放射性物質の除去等 70
①除染実施計画に基づく面的除染の完了 70
②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組 71
③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理 72
④福島県外の指定廃棄物の処理 73
⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理 73
（４）避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等 74
①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供 74
②生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組 74
③コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保 74
④避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備 75
⑤優れた教育カリキュラムの推進・普及 75
⑥医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保、医療保険料等の減免等 76

⑦一団地の復興拠点の整備 77
⑧賠償の円滑な実施に向けた取組 77
⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援 77
⑩心のケア等 78
⑪原子力災害による健康不安等に関する被災者支援 78
⑫避難指示区域等の住民の帰還意向 79
⑬既存ストックを活用したまちづくりの支援 79
⑭鳥獣被害対策の推進 79
⑮帰還困難区域の取扱い 80
⑯「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組 81
（５）福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展 82
①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組 82
②福島新エネ社会構想の実現に向けた取組 84
③「福島再生・未来志向プロジェクト」 84
（６）事業者・農林漁業者の再建 85
①事業者の事業・生業の再建に向けた支援 85
②企業立地支援による雇用創出及び産業集積等 85
③営農再開に向けた取組 86
④森林・林業の再生のための取組 87
⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援 87
（７）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 88
①風評の払拭に向けた取組 88
②被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組 88
③福島県の農林水産品のブランド力向上と販路拡大・開拓 89
④福島県産農産物等の流通の実態調査等 89
⑤教育旅行を含めた観光 89
⑥輸入規制撤廃に向けた取組 89
⑦除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理 90
４　復興の姿と震災の記憶・教訓 91
（１）復興の姿の国内外への発信 91
（２）2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた取組 91
（３）震災の記憶と教訓の後世への継承 93
①国営追悼・祈念施設、復興祈念公園 93
②復興全般にわたる取組の集約・総括 94
③防災教育の更なる充実 94

５　各種制度、予算・決算 95
（１）復興関係制度の活用状況 95
①復興特区の活用状況 95
②復興交付金の活用状況 99
③福島再生加速化交付金等の活用状況 102
（２）予算・決算 104
①復旧・復興事業の規模と財源 104
②予算 104
③決算 106
④復興関連予算使途の厳格化 106

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の２により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 30 年 10 月１日から令和元年９月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

また、本報告は、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年３月 11 日閣議決定及び平成 31 年３月８日閣議決定）のフォローアップを兼ねる。

復興の概況

○　復興の現状

・　東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。

・　政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年７月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、復興期間を令和２年度までの 10 年間と定め、復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。

・　こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、住まいの再建も平成 30 年度末でおおむね完了した。産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は「総仕上げ」に向けて着実に進展している。

（参考）主な復興の進捗状況

・避難者は、約 47 万人から約４万９千人に減少。

・災害公営住宅は、計画戸数約３万戸に対し、工事完了は 99.5%、民間住宅等用宅地は、計画戸数約 1.8 万戸に対し、工事完了は 98%。

・被災３県（岩手県、宮城県及び福島県）の製造品出荷額等は震災前の水準まで回復。津波被災農地は 92%で営農再開可能、水産加工施設は 96%で業務再開。

・東北４県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）における震災前の売上水準に回復した事業者は、建設業で約７割、運送業で約６割である一方、水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル業ではそれぞれ約３割にとどまる。

・　また、福島の原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。平成 31 年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域（改正後の福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 17 条の２第１項に規定

する「特定避難指示区域」をいう。）を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

（参考）空間線量率の推移

原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの測定結果によると、東京電力福島第一原子力発電所から 80 ㎞圏内の地表面から１ｍ高さの空間線量率平均は、対象地域を 250m メッシュに区切り算出すると、平成 23 年 11 月時点から平成 30 年 11 月時点比で 77%減少している。

・　一方で、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人からのニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

・　福島の復興・再生は、中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

○　復興の取組

・　政府は、平成 28 年度から復興期間の後期５か年を迎えるに先立ち、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年６月 24 日復興推進会議決定）を決定し、同年度から令和２年度までを「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10 年間の総額で 32 兆円程度を確保することとした。

・　平成 28 年３月には、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において示した復旧・復興事業の基本的な考え方等を踏まえつつ、「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項を定めた「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。

・　復興・創生期間が３年を経過する中、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興状況等を踏まえ、平成 31 年３月、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を見直し、復興・創生期間における取組に加え、初めて、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示した。

・　政府は、本基本方針に沿って検討を進め、同年内に、復興・創生期間後の復興に関する基本方針を策定することとしている。

・　その前提として、復興施策の総括を行う「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を、同年７月、復興推進委員会の下に設置し、５回の議論を経て、同年 10 月 23 日に復興推進委員会に報告した。

・　これまでの主な取組は、以下のとおりである。
・　被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響等が懸念されることから、平成 27 年１月に「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援等に取り組んできた。平成 28 年４月には、「被災者健康・生活支援総合交付金」を大幅拡充した「被災者支援総合交付金」を創設し、避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。
・　住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画どおり進捗するよう、国・県・市町村一体となって取り組む。また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であることから、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。さらに、被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路などの交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進める。
・　産業・生業の再生については、平成 26 年６月に策定した「産業復興創造戦略」に基づき、仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援に取り組むとともに、販路の回復・開拓に向けた水産加工業の支援等に取り組んできた。また、観光については、東北の外国人宿泊者数を令和２年には 150 万人泊とする目標を掲げ、平成 28 年度から取組を強化してきた。引き続き被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の支援等に関して必要な対応を行いながら、風評被害等の影響が大きい観光業や一部で売上げの回復に遅れがみられる水産加工業などの業種を中心に、創造的な産業復興を進めていく。また、被災地では、人口減少及び少子高齢化が進む中、震災以後、人手不足が深刻化しており、交流人口を拡大し、地域の産業の生産性を高め、自立的で、持続可能性の高い、活力ある魅力的な地域経済を再生することが重要となっている。こうしたことから、被災地により多くの人や企業を呼び込み、地域の活力の底上げを図る取組、事業

者の経営力を高め、自立を促す取組等について、政府一丸となって戦略的に推進する。

- 福島の原子力災害被災地域では、平成 31 年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現した。避難指示解除区域等の生活環境整備を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業・生業の再建及び風評の払拭に向けた取組等を通じて、福島の復興・再生を加速化する。また、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。
- 復興の加速化は、政府の最重要課題の一つである。「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の復興・再生を更に加速していく。

Ⅰ　復興の現状

１　避難者の状況

・避難者は 47 万人から４万９千人に減少（令和元年 10 月）

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約 47 万人に上った避難者は、令和元年 10 月時点で、約４万９千人となっている。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される応急仮設住宅等への入居状況については、令和元年９月時点で、3,885 戸（7,465 人）となっており、内訳は、建設型仮設住宅が 608 戸（1,207 人）、民間賃貸住宅が 2,859 戸（5,365 人）、公営住宅等が 418 戸（893 人）である。入居戸数は減少しており（平成 30 年９月時点では 9,204 戸（18,388 人））、恒久住宅への移転が進んでいる。

応急仮設住宅等の提供については、岩手県で 27 市町村、宮城県で 30 市町村、福島県で 53 市町村が９年目までに終了するが、岩手県で６市町、宮城県で５市町、福島県で６町村が、10 年目延長（令和２年３月以降）を決定している。

住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成 30 年６月末時点で、住宅の建設・購入により 66,199 世帯、補修により 59,053 世帯、賃貸により 18,172 世帯が受給している。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、令和元年６月末時点で 27,281 戸となっている。

＜参考：避難者の減少＞

	発災３日目※１（平成 23 年３月 14 日）	現時点（令和元年 10 月９日）			
		合計※２	応急仮設住宅等及びそれ以外の賃貸住宅等	親族・知人宅等	病院等
避難者の数	約 47 万人	49,304 人	24,916 人	24,167 人	221 人

※１　緊急災害対策本部資料　青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の避難状況の合計。

※２　復興庁調べ　全国の応急仮設住宅等、民間賃貸、公営住宅等、親族・知人宅等及び病院等にいる者の合計　避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者であり、原発事故による自主避難者も含む。

＜参考：応急仮設住宅等の入居状況＞

	入居戸数	備考
総数	3,885 戸	入居者数　7,465 人
建設型仮設住宅	608 戸	被災３県 入居者数　1,207 人
民間賃貸住宅	2,859 戸	全国計 入居者数　5,365 人
公営住宅等	418 戸	全国計 入居者数　　893 人

※　内閣府調べ（令和元年９月１日時点）　災害救助法に基づき供与される応急仮設住宅等への種別入居状況

＜参考：避難者の数（避難先の地域別）＞

（単位：人）

所在地域	避難者数	備　考
北　海　道	1,489	
東　　北	19,344	《内訳》 岩手県　2,213 宮城県　1,402 福島県　10,820 その他　5,009
関　　東	20,922	
東海・北陸	1,708	
近　　畿	2,377	
中　　国	1,441	
四　　国	239	
九州・沖縄	1,784	
合　　計	49,304	

※　復興庁調べ（令和元年 10 月９日時点）

※　自県外への避難者数は、福島県から 31,217 人、宮城県から 4,031 人、岩手県から 984 人となっている。

２　地域づくり

・災害廃棄物処理、インフラ復旧はおおむね完了

・住まいの再建は着実に進捗

・全国の地方公共団体から 1,485 人の職員が被災地方公共団体に派遣（平成 30 年４月）

（１）災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した 13 道県 239 市町村（福島県の汚染廃棄物対策地域を除く。）において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。これらの災害廃棄物及び津波堆積物は被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部については１都１府 16 県での広域処理を行い、目標として設定した平成 26 年３月末までに、福島県の一部地域を除いて処理が完了した。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約８割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県（汚染廃棄物対策地域を除く。）については、平成 29 年８月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

汚染廃棄物対策地域については、平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）に基づき、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施しており、令和元年８月末時点で、約 238 万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域を含む。）を仮置場に搬入した（うち、約 43 万トンを焼却処理済み、約 150 万トンを再生利用済み、約９万トンを最終処分済み。）。

（２）公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧・復興は、着実に進展しており、進捗状況については、以下のとおりである（特記したものを除き、福島県の避難指示区域を除く。）。

①安全・安心のための基盤整備関係（令和元年６月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画している 624 地区（福島 12 市町村除く。）中、本復旧・復興工事に着工した地区海岸数は、619 地区（99%）となっており、368 地区（59%）において本復旧・復興工事が完了している。

海岸防災林の再生については、避難指示区域を含む要復旧延長約 164 km 全てにおいて復旧工事に着工済みとなっており、119 km（73%）において本復旧工事が完了している。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設 2,115 か所の全てにおいて本復旧工事が完了した。河川対策（県・市町村管理区間）については、被災した河川管理施設 1,073 か所中、本復旧工事が完了した箇所は、1,012 か所（94%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数 73 か所の全てにおいて、通常処理に移行した。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む。）した 184 事業中（避難指示区域を含む。津波被災地域を除く。）、181 事業（98%）において、本格復旧が完了した。

＜参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和元年６月末時点）＞

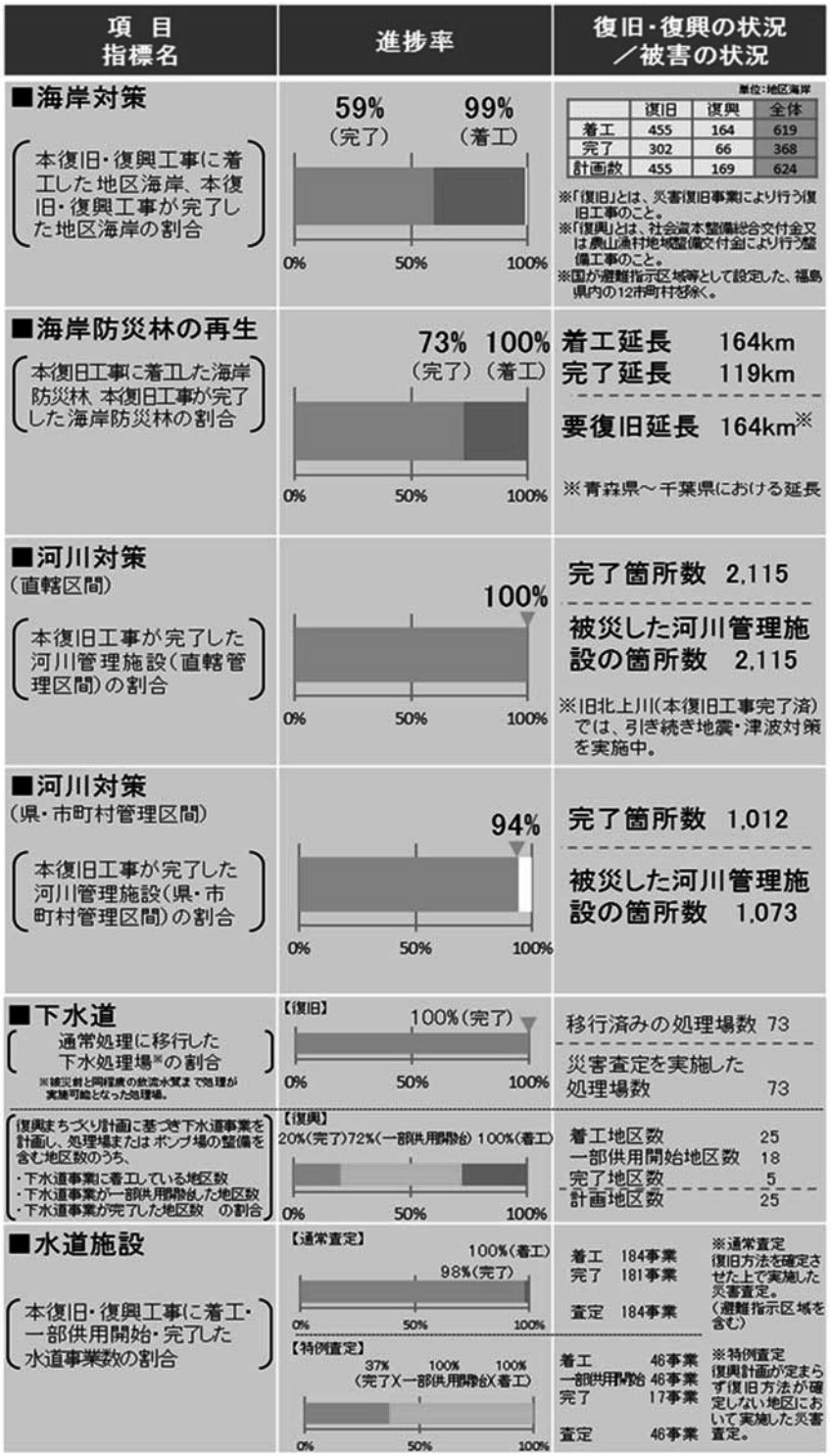

※　福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※　復興庁調べ

②交通関係（令和元年６月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

道路（直轄区間）については、被災３県内の国道４号、６号及び 45 号の総開通延長距離 1,161 km中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,160 km（99%）となっている（避難指示区域を含む。）。道路（県・市町村管理区間）については、被災した道路 6,268 路線中、本復旧が完了した路線は、6,129 路線（98%）となっている。道路（復興道路・復興支援道路）については、事業中区間と供用済区間を合計した計画済延長 570 km全てで開通済み又は着工済みである。

鉄道については、被災３県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離 2,351 km中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,330 km（99%）となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 か所の全てで本復旧工事が完了した。

＜参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和元年６月末時点）＞

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網（道路） （直轄区間） （本復旧が完了した道路開通延長の割合）	99% 0% 50% 100%	完了済み開通延長 1,160km 主要な直轄国道※の総開通延長　1,161km ※ 避難指示解除準備区域等を含む ※ 岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。
■交通網（道路） （県・市町村管理区間） （本復旧が完了した道路路線数の割合）	98% 0% 50% 100%	完了済み路線数 6,129路線 被災した道路の路線数 6,268路線
■交通網（道路） （復興道路・復興支援道路） （復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率）	72%（完了）　100%（着工） 0% 50% 100%	着工済延長　570km※1 供用済延長　413km ※1：工事着手したIC間延長 計画済延長　570km※2 ※2：事業中区間と供用済区間の合計
■交通網（鉄道） （運行を再開した鉄道路線延長の割合）	99% 0% 50% 100%	運行再開した路線延長 2,330.1km※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km※1 ※3 ※1：岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2：JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む ※3：避難指示解除準備区域等を含む（JR常磐線 浪江～富岡駅間（20.8km）を含む）
■交通網（港湾） （本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合）	100% 0% 50% 100%	完了箇所数　131 被災した港湾施設の箇所数　131

※　空港機能については100%復旧。

※　福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※　復興庁調べ

（３）復興まちづくりの状況

住まいの再建は着実に進展しており、進捗状況については、以下のとおりである（令和元年６月末時点）。

高台移転などの防災集団移転促進事業については、事業が予定されている332 地区※の全てにおいて造成工事に着手し、このうち 331 地区（99%）において完了している。

また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき、事業が実施されている 50 地区の全てにおいて造成工事に着工し、このうち、44 地区（88%）において完了している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、30,202 戸であり、このうち、用地を確保した戸数は、30,202 戸（100%）、工事着手した戸数は、29,910 戸（99%）、工事完了した戸数は、29,836 戸（99%）である。

※　供給計画は「住まいの復興工程表」（平成 31 年３月末時点）による。

※　災害公営住宅の進捗率には、調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。

また、被災者生活再建支援金の支給状況を見ると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した 199,621 世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は 143,424 世帯（72%）となっている（平成 30 年６月末時点）。

津波復興拠点整備事業については、工事に着手した地区数は 24 地区（100%）、造成完了した地区数は 24 地区（100%）となっている。

造成宅地の滑動崩落防止については、対策工事に着工した地区数は 182 地区（100%）、対策工事が完了した地区数は 182 地区（100%）となっている。

医療施設については、被災直後に入院の「受入制限」又は「受入不可」とした病院 182 か所中、当該制限等から回復した病院は、179 か所（98%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む。）学校 2,330 校中、復旧が完了した学校は 2,313 校（99%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する学校を除く。）。

＜参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和元年６月末時点）＞

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （防災集団移転促進事業） （造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合） ※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」（H31.3末時点）による。	【地区ベース】 99%（完了）100%（着工） 0% 50% 100% 【戸数ベース】 99%（完了）100%（着工） 0% 50% 100%	着工 332地区 完了 331地区 計画 332地区 着工 8,389戸 完了 8,373戸※1 計画 8,389戸 ※1：一部完了地区で供給された戸数も含む
■復興まちづくり （土地区画整理事業） （造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数の割合） ※防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」（H31.3末時点）による。	【地区ベース】 88%（完了）100%（宅地引渡開始）100%（着工） 0% 50% 100% 【戸数ベース】 96%（完了）100%（着工） 0% 50% 100%	着工 50地区 宅地引渡開始 50地区※1 完了 44地区 計画 50地区 着工 9,348戸 完了 8,964戸※2 計画 9,348戸 ※1：宅地の一部を引渡した地区を計上 ※2：一部完了地区で供給された戸数も含む
■復興まちづくり （漁業集落防災機能強化事業） （事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合） ※供給計画は「住まいの復興工程表」（H31.3末時点）による。	【地区ベース】 97%（完了）100%（着工） 0% 50% 100% 【戸数ベース】 99%（完了）100%（着工） 0% 50% 100%	着工 36地区 完了 35地区 計画 36地区 着工 489戸 完了 484戸 計画 489戸
■災害公営住宅 （災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合） ※供給計画は「住まいの復興工程表」（H31.3末時点）による。 ※進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。	100%（用地確保） 99%（工事着手） 99%（工事完了） 0% 50% 100%	用地確保済み戸数 30,202（29,654） 建築工事着手戸数 29,910（29,555） 建築工事完了戸数 29,836（29,493） 計画戸数 30,202（29,654） ※（ ）内の数値は調整中及び帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （津波復興拠点整備事業） （造成完了した地区数の割合）	100%（完了） 0% 50% 100%	完了地区数　24 計画地区数　24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数
■復興まちづくり （造成宅地の滑動崩落防止） （対策工事が完了した地区数の割合）	100%（完了） 0% 50% 100%	完了地区数　182 計画地区数　182※ ※復興交付金の配分可能通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数
■復興まちづくり （医療施設） （医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合）	100% 0% 50% 100%	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298
（医療機能の回復） （被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合）	98% 0% 50% 100%	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内（平成24年時点）、廃止済みの病院を除く。
■復興まちづくり （学校施設等） （復旧が完了した公立学校施設の割合）	99% 0% 50% 100%	完了学校数　2,313 （応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み） 災害復旧事業申請学校数　2,330※ ※申請予定も含む

※　防災集団移転促進事業については、住まいの復興工程表に基づく面整備を行う 330 地区及び茨城県の２地区の合計を計上。

※　福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※　復興庁調べ

（４）職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中にあって、当該事業を進めていくためには、今後も被災地方公共団体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

平成 30 年４月時点で、被災地方公共団体からの要請を踏まえて、全国の地方公共団体から 1,485 人の職員が被災地方公共団体に派遣されており、発災後からの延べ派遣数は平成 29 年度末で 95,176 人となっている。これに加え、公務員 OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を復興庁職員として採用し、被災市町村に駐在させるとともに、都市再生機構においては、平成 31 年４月時点で、現地復興支援体制 243 人で事業の推進を支援している。

あわせて、被災地方公共団体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

被災地方公共団体は、復興の推進のため、依然として多くのマンパワーを必要としている状況に変わりはなく、引き続き、支援していく。

また、平成 28 年に発生した熊本地震や平成 30 年に発生した大阪府北部の地震、７月豪雨、北海道胆振東部地震の際には、これらの被災地方公共団体に対して、東日本大震災で被災した地方公共団体の職員が派遣され、災害応急支援に当たっており、被災地方公共団体同士の相互間の応援が行われている。

３　産業・雇用

・被災３県の企業活動は、おおむね震災前の水準に回復

被災３県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復

津波被災農地は 92%で営農再開可能、水産加工施設は 96%で業務再開

グループ補助金交付先企業の 46%が、震災前の売上水準まで回復

業種別では、建設業が７割回復している一方、水産・食品加工業では約３割にとどまる

・被災３県の雇用者数は、おおむね震災前の水準に回復

雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もある

（１）被災地経済の概況

被災により大きな被害を受けた３県（岩手県、宮城県及び福島県）の企業活動は、震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあり、おおむね震災前の水準に回復している。

＜参考：鉱工業の復興（被災３県の鉱工業生産指数の変化）＞

平成 31 年５月分の鉱工業生産指数は、全国は 104.4（震災前：102.7）、岩手県は 96.3（震災前：103.0）、宮城県は 132.6（震災前：104.1）、福島県は 92.8（震災前：102.3）となった（平成 22 年＝100、いずれも季節調整済み。全国については、全産業活動指数（経済産業省：2010 年基準）で公表されている「鉱工業指数」の系列を使用。平成 31 年１月以降の宮城県の鉱工業生産指数は平成 27 年基準指数で公表されているため、平成 22 年基準指数に接続するように各平成 27 年基準指数を換算している。）。

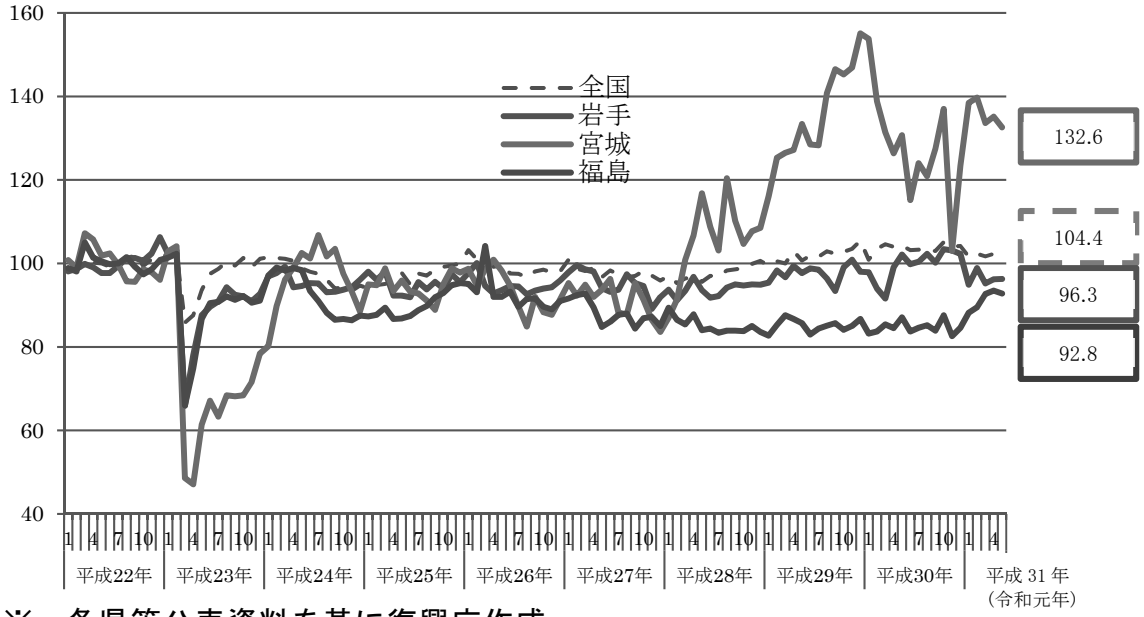

※　各県等公表資料を基に復興庁作成

＜参考：製造業の復興（被災３県の製造品出荷額等の変化）＞

平成 29 年の製造品出荷額等は、平成 22 年と比較して全国は 110%、岩手県は 120%、宮城県は 125%、福島県は 100%となった。一方、沿岸部の製造品出荷額等は、全体としてみれば、震災前の水準まで回復していないが、県別にみると、状況は様々である。

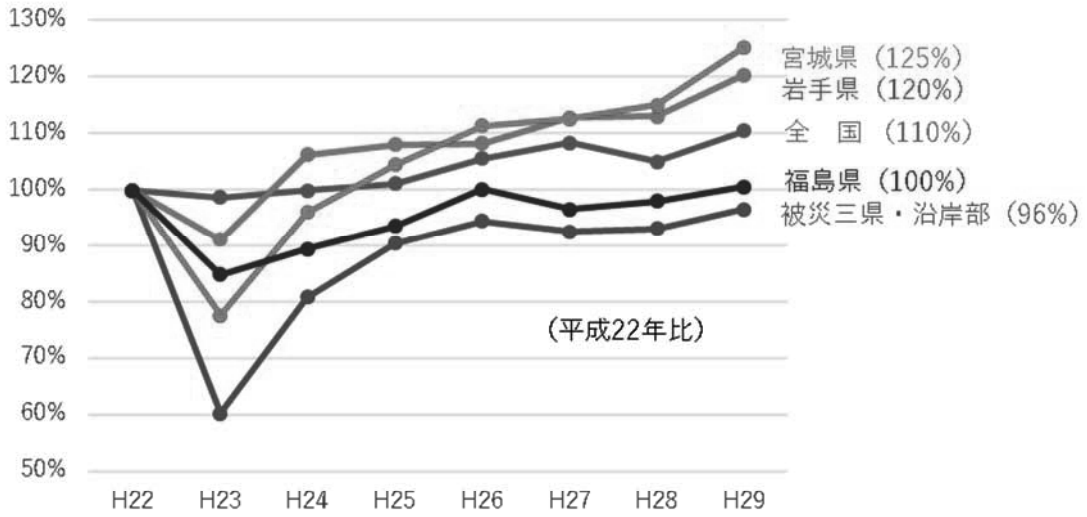

（被災三県・沿岸部の市町村）
【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町、【宮城県】仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ケ浜町、利府町、女川町、南三陸町、【福島県】いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町（注）、富岡町（注）、大熊町（注）、双葉町（注）、浪江町（注）、新地町
（注）調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

※　経済産業省「平成 22 年工業統計調査」、「平成 24 年経済センサス - 活動調査（平成 23 年実績）」、「平成 24 年工業統計調査」、「平成 25 年工業統計調査」、「平成 26 年工業統計調査」、「平成 28 年経済センサス - 活動調査（平成 27 年実績）」、「平成 29 年工業統計調査（平成 28 年実績）」及び「平成 30 年工業統計調査（平成 29 年実績）」を基に復興庁作成

（２）主要業種別の概況

①製造業

製造業については、平成 29 年において、製造品出荷額等が被災３県の全てで震災前の水準を上回った。復興需要を背景に窯業・土石が被災３県の全てで震災前の水準を上回っており、加えて輸送用機械、生産用機械においても、被災３県の全てで震災前の水準を上回っている。しかしながら、情報通信機械は被災３県、全国ともに震災前の水準を下回っている。

＜参考：被災３県の製造品出荷額等＞　　（単位：億円）

区分		岩手県			宮城県			福島県			３県		
		22年	29年	増減	22年	29年	増減	22年	29年	増減	22年	29年	増減
県計		20,991	25,257	20%	35,689	44,696	25%	50,957	51,204	0%	107,637	121,157	13%
09	食料品	3,315	3,802	15%	5,732	6,216	8%	2,782	3,093	11%	11,829	13,111	11%
10	飲料・たばこ	392	177	-55%	1,549	1,885	22%	3,241	1,347	-58%	5,182	3,409	-34%
11	繊維工業	225	333	48%	228	206	-9%	472	412	-13%	925	951	3%
12	木材・木製品	539	636	18%	582	854	47%	489	570	17%	1,611	2,060	28%
13	家具・装備品	56	61	8%	84	207	146%	409	464	13%	549	732	33%
14	パルプ・紙	756	457	-40%	2,168	1,829	-16%	1,530	1,991	30%	4,454	4,277	-4%
15	印刷	411	360	-12%	1,231	951	-23%	450	422	-6%	2,092	1,733	-17%
16	化学	667	582	-13%	807	780	-3%	4,874	5,167	6%	6,349	6,529	3%
17	石油・石炭	88	101	14%	5,018	4,816	-4%	76	175	130%	5,181	5,091	-2%
18	プラスチック	411	872	112%	855	1,053	23%	2,120	2,336	10%	3,385	4,261	26%
19	ゴム製品	52	58	12%	705	669	-5%	1,591	1,972	24%	2,348	2,699	15%
20	皮革製品	69	84	22%	14	18	29%	111	121	9%	194	223	15%
21	窯業・土石	636	1,104	74%	846	1,362	61%	1,883	1,978	5%	3,365	4,444	32%
22	鉄鋼	777	945	22%	1,927	1,738	-10%	812	1,116	37%	3,516	3,799	8%
23	非鉄金属	166	234	41%	704	791	12%	2,100	2,137	2%	2,969	3,162	6%
24	金属製品	993	1,286	30%	1,484	2,072	40%	2,698	2,711	0%	5,175	6,070	17%
25	はん用機械	763	1,262	65%	333	299	-10%	1,431	2,079	45%	2,528	3,640	44%
26	生産用機械	1,273	2,068	62%	1,531	4,391	187%	1,372	1,781	30%	4,176	8,239	97%
27	業務用機械	556	981	76%	762	623	-18%	2,278	2,575	13%	3,596	4,179	16%
28	電子部品	2,938	1,991	-32%	4,313	5,190	20%	4,847	4,586	-5%	12,098	11,767	-3%
29	電気機械	725	507	-30%	1,136	1,592	40%	2,938	2,975	1%	4,799	5,074	6%
30	情報通信機械	888	462	-48%	1,551	1,285	-17%	7,927	5,672	-28%	10,366	7,419	-28%
31	輸送用機械	3,946	6,447	63%	1,775	5,477	209%	4,109	5,100	24%	9,830	17,024	73%
32	その他	348	446	28%	352	393	12%	419	425	1%	1,119	1,264	13%

※　経済産業省「平成22年工業統計調査」及び「平成30年工業統計調査（平成29年実績）」より抜粋・編集

②建設業

建設業については、復旧・復興事業により、平成29年における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約３倍になっている。

＜参考：公共工事前払金保証の件数・請負金額＞

（単位：百万円）

工事場所	件数			請負金額		
	H22 年度	H29 年度	増減	H22 年度	H29 年度	増減
岩 手	5,278	5,064	95.9%	169,230	518,969	306.7%
宮 城	6,438	6,932	107.7%	203,974	636,043	311.8%
福 島	6,113	6,679	109.3%	184,703	620,302	335.8%
３県計	17,829	18,675	104.8%	557,907	1,775,314	318.2%

※　北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」より抜粋・編集

③農業

農業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の６県において、21,480ha の農地（避難指示区域含む。）が津波による被害を受けた。

これに対し、がれきの除去や除塩、排水機場などの農業用施設の復旧等を支援することにより、平成 31 年３月末現在、津波被災農地のうち 92%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。また、被災３県において、津波被災農地の復旧に併せて大区画化等を実施している地区のうち、96.2%で整備が完了している。

＜参考：津波被災農地の復旧・復興状況＞

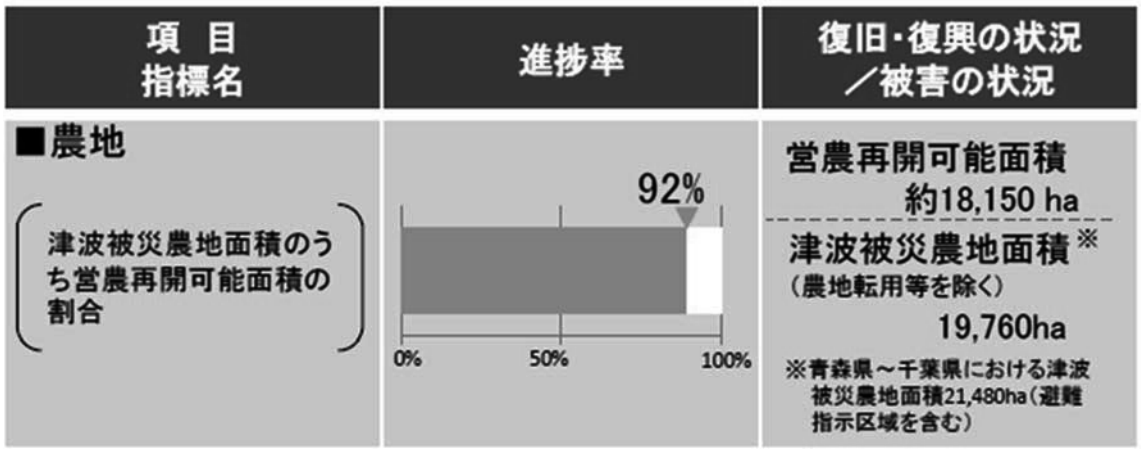

※　復興庁調べ

④水産業

水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水

産加工施設等に甚大な被害が生じた。

漁港については、令和元年６月末時点で、被災した 319 漁港中、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港は、296 漁港（93%）、一部でも陸揚げが可能となった漁港を含めると 319 漁港（100%）となっている。

被災３県の主要な魚市場における水揚量、水揚金額は、震災前に比べそれぞれ 73%、90%となっている（直近１年間（平成 30 年２月から平成 31 年１月）の合計の水揚量、水揚金額の震災前１年間（平成 22 年３月から平成 23 年２月）の合計に対する比率）。なお、福島県の沿岸で行われる漁業においては、漁業の本格的な操業の再開を目指して、「試験的操業・販売」の取組を続けている状況にあり、これらの漁業（沿岸漁業及び沖合底びき網漁業）による平成 30 年の水揚量は、震災前の平成 22 年の 15%にとどまっている。

岩手県及び宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については、整備が完了している。また、被災３県で業務再開を希望する水産加工施設については、平成 31 年１月末時点で、785 施設のうち 754 施設（96%）が業務を再開しているが、水産加工品の売上げが震災前の８割以上に回復している事業者の割合は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の５県全体で 42%であり、未だ販路開拓や人材確保の面で課題を抱えている。

＜参考：水産業の復旧・復興状況＞

項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■漁港 （陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港、一部でも陸揚げが可能となった漁港の割合）	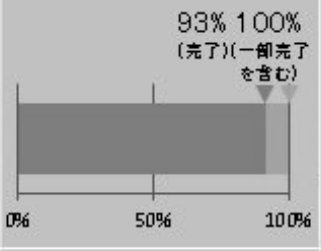	全機能が回復済みの漁港数 296 一部機能が回復済みの漁港数 23 被災した漁港数 319
■水揚量 （直近1年間の合計水揚量の震災前1年間の合計量に対する割合）	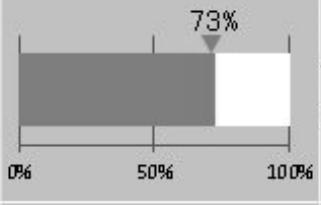	直近1年間の水揚量 336千トン 震災前1年間の水揚量 463千トン
■養殖施設 （養殖施設の復旧の割合）	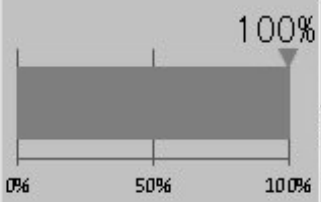	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数
■水産加工施設 （水産加工施設の業務再開の割合）	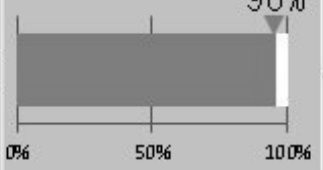	業務を再開した施設数 754 被災3県で業務再開を希望する施設数 785

※　復興庁調べ

⑤観光業

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成 23 年は東北６県の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、平成 30 年には震災前（平成 22 年）の約 2.5 倍まで増加した。令和元年においても、１～７月の前年同期比で全国を上回る伸び率で推移している。

＜参考：外国人延べ宿泊者数（平成 22 年との比較）＞

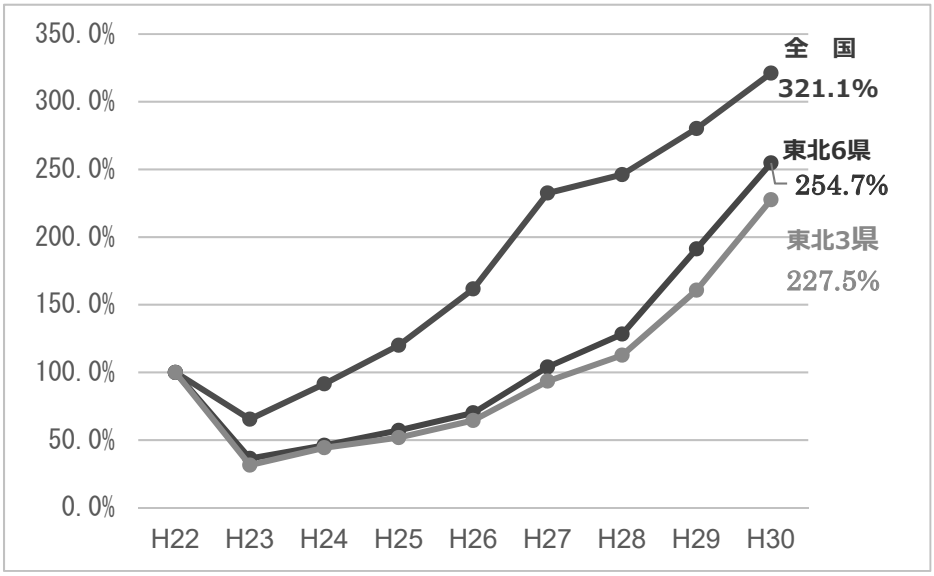

	平成 22 年(人泊)	平成 30 年(人泊)	増減
全国	26,023,000	83,566,460	+221.1%
東北６県	505,400	1,287,470	+154.7%
東北３県	330,100	751,050	+127.5%
青森	59,100	296,240	+401.3%
岩手	83,440	245,590	+194.3%
宮城	159,490	364,110	+128.3%
秋田	63,570	112,160	+76.4%
山形	52,630	128,020	+143.2%
福島	87,170	141,350	+62.2%

※　観光庁「宿泊旅行統計調査」

※　従業員 10 人以上の宿泊施設を対象

⑥運送業

旅客自動車運送事業では、乗合バス事業について見ると、震災前の水準まで回復していたが、平成 30 年度の輸送人員は被災３県全体で 4.2%減少（平成 22 年度比）となっている。また、貸切バス事業について見ると、輸送人員は被災３県全体で 9.8%減少（平成 22 年度比）となっており、未だ震災前の水準までは回復していない。旅客船事業については、平成 30 年度の輸送人キロは 33.7%減少（平成 21 年度比）となっており、依然厳しい状況にある。

＜参考：旅客自動車運送事業による輸送＞

乗合バス事業による輸送　　（単位：千人）

	平成 22 年度	平成 30 年度	増減
岩手	22,291	23,277	7.7%
宮城	67,614	62,407	-7.7%
福島	21,405	20,992	-1.9%
３県計	111,310	106,676	-4.2%
全国	4,158,178	4,347,726	4.6%

貸切バス事業による輸送　　（単位：千人）

	平成 22 年度	平成 30 年度	増減
岩手	2,866	2,707	-5.5%
宮城	8,291	7,058	-14.9%
福島	5,761	5,491	-4.7%
３県計	16,918	15,256	-9.8%
全国	300,049	298,035	-0.7%

※　国土交通省「自動車輸送統計調査」

＜参考：旅客船事業による輸送＞　　（単位：千人キロ）

	平成 21 年度	平成 30 年度	増減
岩手	2,145	689	-67.9%
宮城	25,515	17,782	-30.3%
福島	2,374	1,444	-39.2%
３県計	30,034	19,914	-33.7%

※　国土交通省調べ（令和元年９月時点の速報値）

⑦商業・サービス業

内陸部の商業・サービス業は迅速に復旧し、被災３県の百貨店・スーパー販売額は、平成 23 年５月には震災前の水準まで回復し、その後、おおむね震災前水準を維持している。一方、沿岸部（津波被災地域）では、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだものの、市街地復興に伴う地域住民の帰還と表裏一体であり、地域の状況に応じてきめ細かく対応していく必要がある。

＜参考：百貨店・スーパー販売額＞　　（単位：百万円）

	平成 22 年	平成 30 年	H30/H22
岩　　手	142,025	130,829	92.1%
宮　　城	386,740	411,162	106.3%
福　　島	223,494	252,169	112.8%
全　　国	19,579,063	19,604,355	100.1%

※　経済産業省「平成 30 年商業動態統計年報」及び「平成 22 年商業販売統計年報」

※　従業者 50 人以上の百貨店及びスーパーを対象

（３）事業者の状況

①売上高

中小企業等グループ補助金等により復旧した事業者へのアンケート調査の結果を見ると、東北４県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）の４割以上の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。また、復興需要関連の業種では、建設業では約７割、運送業で約６割の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。一方、水産・食品加工業では、水産加工施設は約９割が業務再開し（（２）④水産業を参照）、生産設備の復旧が進んでいるものの、売上の回復が遅れており、震災前の水準に回復した事業者は約３割である。また、卸小売・サービス業や旅館・ホテル業でも震災前の売上水準に回復した事業者は約３割である。震災前の水準まで回復していない主な要因としては、「既存顧客の喪失」や「従業員の不足」が挙げられている。

＜参考：事業者の震災直前の売上水準からの変化状況＞

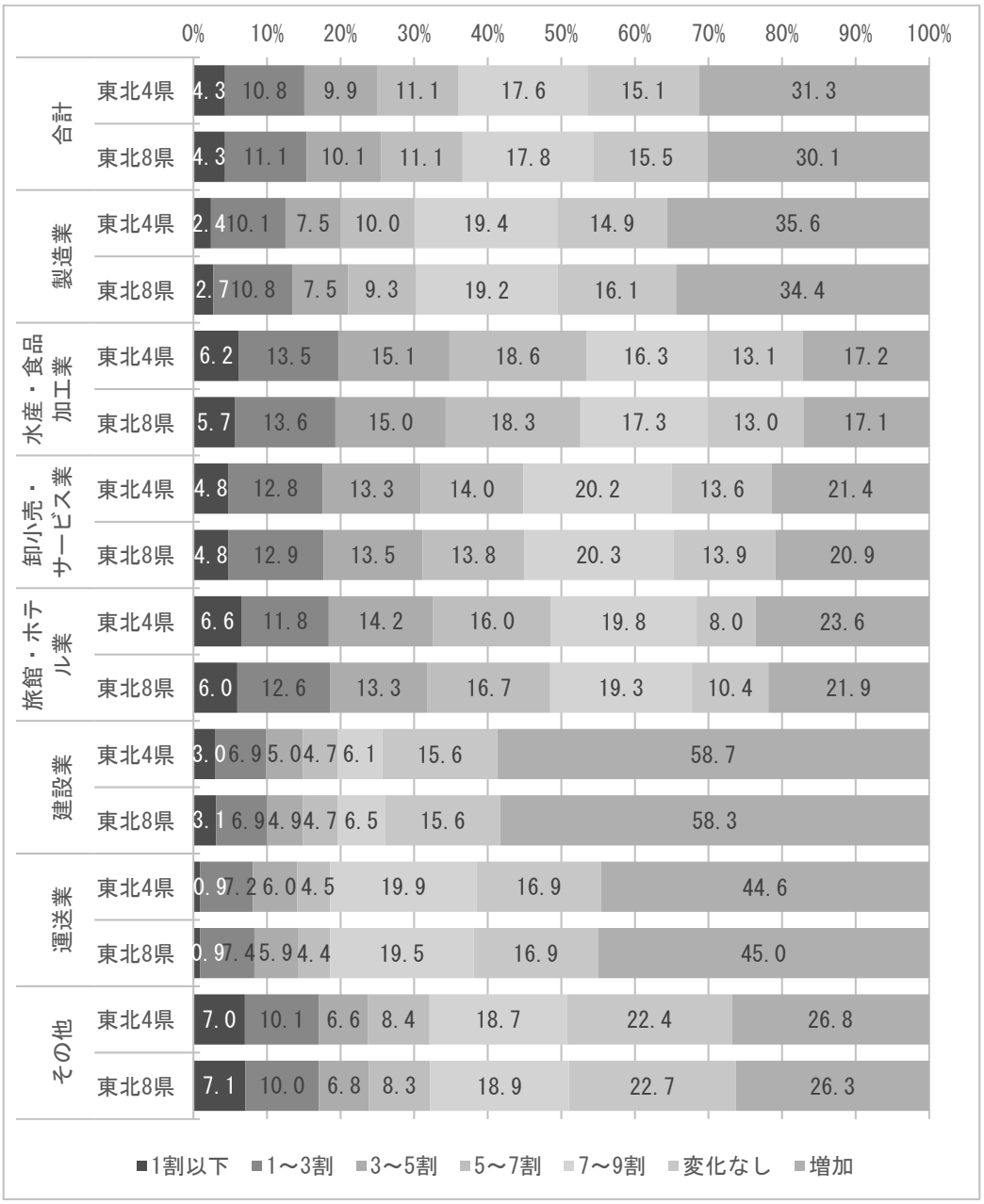

※　「グループ補助金交付先アンケート調査」（平成 30 年６月東北経済産業局）

＜参考：売上が回復していない要因＞

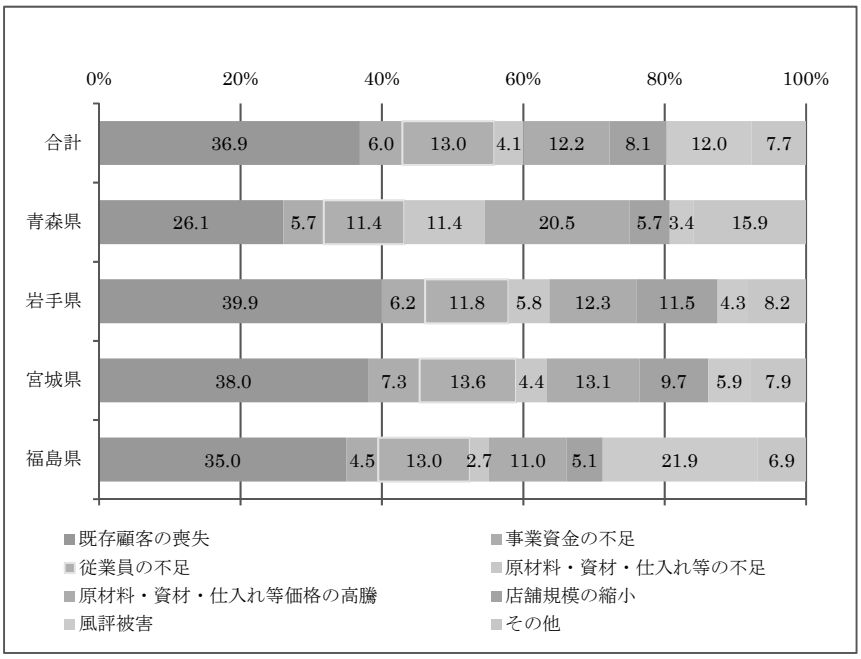

※　「グループ補助金交付先アンケート調査」（平成 30 年６月東北経済産業局）

②事業所数

被災３県の沿岸市町村における事業所数は、平成 24 年は震災前の平成 21 年比で 83.2%の水準であったが、平成 28 年は 87.9%の水準まで回復した。また、全国平均との差は縮小した（▲9.9%→▲2.1%）。

＜参考：被災３県の沿岸市町村における民営事業所数の推移＞

（単位：か所、%）

	H21	H24	H26	H28	H24/H21	H26/H21	H28/H21
全国	6,199,222	5,768,489	5,779,072	5,578,975	93.1	93.2	90.0
合計	122,646	101,982	108,445	107,754	83.2	88.4	87.9
宮古市	3,104	2,623	2,697	2,649	84.5	86.9	85.3
大船渡市	2,654	2,042	2,254	2,516	76.9	84.9	94.8
久慈市	2,104	1,915	1,920	1,857	91.0	91.3	88.3
陸前高田市	1,231	634	755	787	51.5	61.3	63.9
釜石市	2,343	1,706	1,853	1,814	72.8	79.1	77.4
大槌町	770	206	343	418	26.8	44.5	54.3
山田町	869	342	598	614	39.4	68.8	70.7
岩泉町	595	532	522	517	89.4	87.7	86.9
田野畑村	156	130	135	131	83.3	86.5	84.0
普代村	165	152	139	139	92.1	84.2	84.2
野田村	193	158	165	164	81.9	85.5	85.0
洋野町	705	649	646	620	92.1	91.6	87.9
仙台市	51,203	49,028	52,523	51,584	95.8	102.6	100.7
石巻市	9,016	5,763	6,243	6,301	63.9	69.2	69.9
塩竈市	3,271	2,728	2,779	2,657	83.4	85.0	81.2
気仙沼市	4,458	2,627	2,987	2,936	58.9	67.0	65.9
名取市	2,874	2,484	2,755	2,780	86.4	95.9	96.7
多賀城市	2,509	2,034	2,172	2,112	81.1	86.6	84.2
岩沼市	1,978	1,752	1,822	1,826	88.6	92.1	92.3
東松島市	1,662	1,082	1,210	1,192	65.1	72.8	71.7
亘理町	1,128	927	1,000	1,016	82.2	88.7	90.1
山元町	553	393	400	387	71.1	72.3	70.0
松島町	668	589	587	578	88.2	87.9	86.5
七ヶ浜町	578	462	454	445	79.9	78.5	77.0
利府町	1,017	963	1,030	999	94.7	101.3	98.2
女川町	615	191	233	356	31.1	37.9	57.9
南三陸町	870	268	323	551	30.8	37.1	63.3
いわき市	15,986	14,917	14,931	14,706	93.3	93.4	92.0
相馬市	1,915	1,804	1,769	1,772	94.2	92.4	92.5
南相馬市	3,594	2,467	2,657	2,689	68.6	73.9	74.8

広野町	277	132	223	219	47.7	80.5	79.1
楢葉町	348	...	25	62	...	7.2	17.8
富岡町	886	...	5	33	...	0.6	3.7
大熊町	561	...	...	2	...	...	0.4
双葉町	329	...	0	0	...	0.0	0.0
浪江町	1,114	...	14	39	...	1.3	3.5
新地町	347	282	276	286	81.3	79.5	82.4

※　総務省「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」

（注１）平成 24 年経済センサス - 活動調査は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、平成 26 年経済センサス - 基礎調査は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。平成 28 年経済センサス - 活動調査は、調査日において帰還困難区域が調査対象外とされている（表中では「...」と表記）。

（注２）平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、同年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。

（注３）平成 26 年経済センサス - 基礎調査では、楢葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。

（４）雇用の状況

被災３県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年４月には 0.45 倍まで低下した。

現在、被災３県の雇用情勢は有効求人倍率が３県ともに１倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある。

また、職業別に見ると、介護関連、建設・採掘の職業等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

＜参考：雇用の状況（有効求人倍率）＞

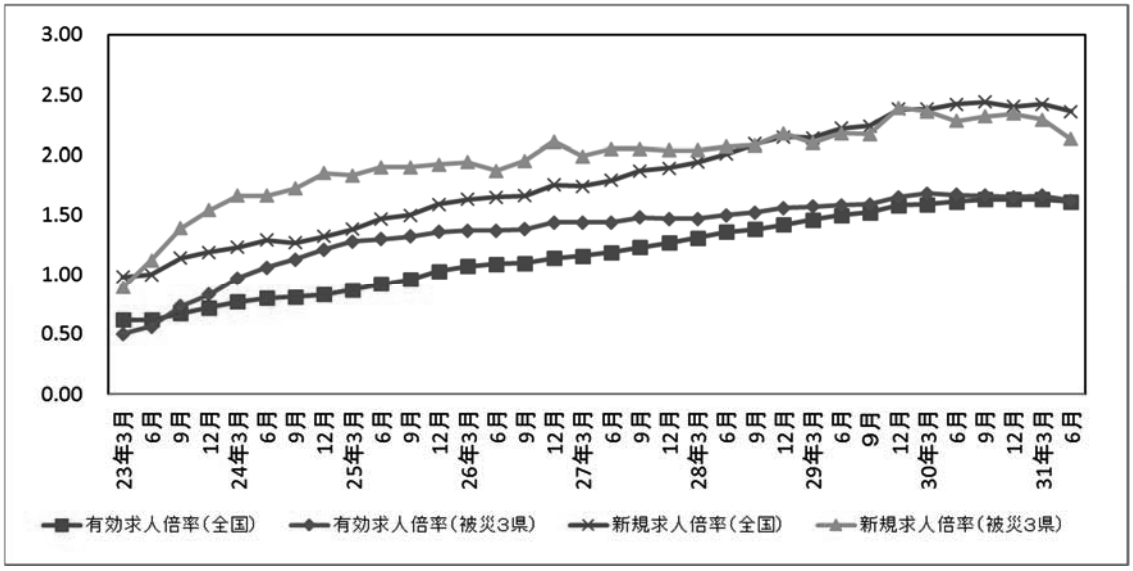

※　数値は、職業安定業務統計の就業地別労働関係指標（季節調整値）

※　厚生労働省調べ（令和元年８月時点）

＜参考：雇用保険被保険者数の推移＞

（単位：人、「前年比」「９年前との比」は%）

			令和元年8月	前年比	9年前との比	平成30年8月	平成22年8月
3県計			1,700,154	0.6	12.7	1,689,774	1,507,991
	岩手県		371,865	▲0.0	8.4	371,902	342,988
		久慈	13,197	1.3	15.6	13,028	11,415
		宮古	18,875	▲0.5	4.1	18,972	18,135
		釜石	18,181	▲1.5	1.6	18,449	17,902
		大船渡	16,637	▲0.7	3.4	16,746	16,092
	宮城県		742,697	0.9	15.4	735,953	643,794
		気仙沼	18,102	▲1.1	▲1.5	18,296	18,382
		石巻	46,758	0	12.1	46,737	41,710
		塩釜	34,831	▲0.4	6.3	34,965	32,782
	福島県		585,592	0.6	12.4	581,919	521,209
		相双	38,064	1.6	▲14.1	37,448	44,306
		いわき(旧:平)	97,741	1	19.3	96,808	81,943

※　数値は、被災３県の労働局及び各公共職業安定所の公表値

※　厚生労働省調べ（令和元年８月時点）

※　公共職業安定所（ハローワーク）の管轄地域

久　慈：久慈市、九戸郡（洋野町、野田村）の一部、下閉伊郡のうち普代村

宮　古：宮古市、下閉伊郡の一部（田野畑村、岩泉町、山田町）

釜　石：釜石市、遠野市、上閉伊郡（大槌町）
大船渡：大船渡市、陸前高田市、気仙郡（住田町）
気仙沼：気仙沼市、本吉郡（南三陸町）
石　巻：石巻市、東松島市、牡鹿郡（女川町）
塩　釜：塩釜市、多賀城市、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡のうち大郷町
相　双：相馬市、南相馬市、双葉郡（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）、相馬郡（新地町、飯舘村）
いわき（旧　平）：いわき市のうち、ハローワーク小名浜及びハローワーク勿来の管轄区域を除いた地域

＜参考：雇用の状況（ミスマッチの例）＞
〇公共職業安定所における求人・求職の状況

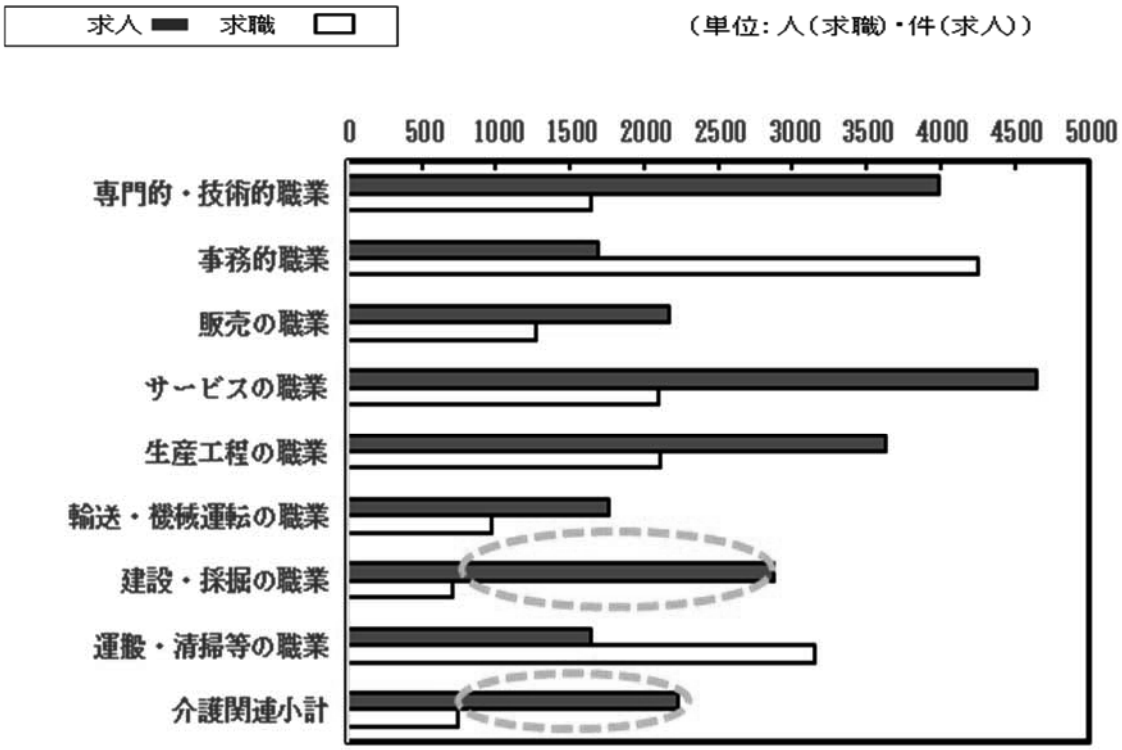

※　数値は、久慈、宮古、釜石、大船渡、気仙沼、石巻、塩釜、相双及びいわき公共職業安定所の総計
※　厚生労働省調べ（令和元年８月時点）

４　原子力災害からの復興

- 廃炉・汚染水対策については、「中長期ロードマップ」に基づき、取組が着実に進展
- 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除
- 避難住民や事業者等に対して総額約９兆 2,107 億円の賠償が支払われた
- ADR センターにおいて、19,406 件の和解が成立
- 面的除染については、帰還困難区域を除き完了

（１）事故収束（廃炉・汚染水対策）

廃炉・汚染水対策については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

廃炉対策については、平成 31 年２月に、２号機の原子炉格納容器内部調査を行い、燃料デブリと思われる小石状の堆積物をつかんで動かせることを確認した。３号機使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、平成 30 年３月に開始した燃料取扱設備の試運転において不具合が発生し、取り出し開始が当初計画から遅れたものの、平成 31 年４月から取り出しを開始し、安全確保を最優先に、着実に作業を進めている。

汚染水対策については、平成 30 年３月に、深部の一部を除き凍土壁が完成し、サブドレンなどの機能と併せ、汚染水の発生量が大幅に抑制されていると評価された。深部の未凍結部についても、同年９月までに凍結を完了した。さらに、建屋屋根補修などの雨水対策により、汚染水発生量の一層の抑制を進めている。一方で、汚染水は継続的に発生しているため、多核種除去設備（汚染水に含まれる放射性の 62 核種の濃度を低減するための設備）等で浄化処理した水（以下「ALPS 処理水」という。）はタンクに貯蔵されているものの、タンクを建設するために適した用地は限界を迎えつつある。この ALPS 処理水の取扱いについては、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、同年８月に開催した説明・公聴会で示された御意見を基に論点を整理し、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めている。

（２）避難指示区域の状況

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一

原子力発電所の事故発生を受け、設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成 23 年 12 月の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年４月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域の３つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成 25 年８月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11 市町村全てについて完了した。

その後、原子力災害対策本部決定に基づき、平成 26 年４月１日、田村市の避難指示が解除され、同年 10 月１日、川内村の避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。また、平成 27 年９月５日、楢葉町において避難指示が解除された。さらに、平成 28 年６月 12 日に葛尾村、同年６月 14 日に川内村、同年７月 12 日に南相馬市において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。加えて、平成 29 年３月 31 日に飯舘村、川俣町及び浪江町、同年４月１日に富岡町において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。さらに、平成 31 年４月 10 日に大熊町において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。この結果、同年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。今後も引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

なお、平成 31 年４月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約 2.3 万人となっている。

＜参考：区域見直し後の避難指示区域＞

①避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成 24 年３月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	避難指示区域のうち、平成 24 年３月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあると確認された地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③帰還困難区域	避難指示区域のうち，平成 24 年３月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域。

※　平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定を基に作成

＜参考：避難指示区域の概念図（平成 31 年 4 月 10 日時点）＞

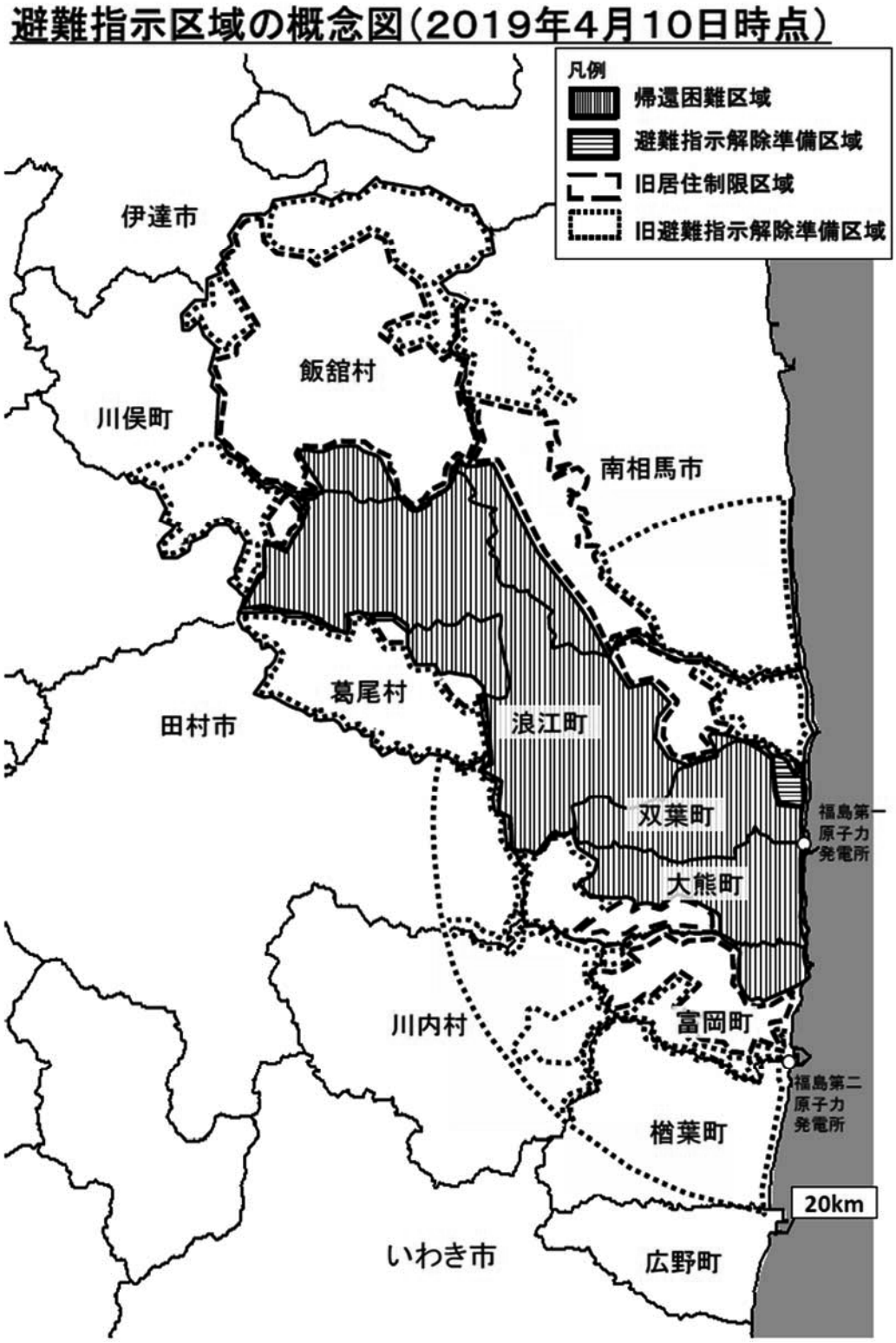

※　内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

＜参考：避難指示区域からの避難対象者数＞

・避難指示区域からの避難対象者数　約 2.3 万人

避難指示解除準備区域　約 230 人

帰還困難区域　約 2.3 万人

※　市町村から聞き取った情報（平成 31 年４月１日時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計

＜参考：東日本大震災による福島県全体の避難者数＞

福島県全体の避難者数　約 4.2 万人

①福島県内への避難者数　約 1.1 万人

②福島県外への避難者数　約 3.1 万人

東京都	約 3.5 千人	新潟県	約 2.4 千人
茨城県	約 3.2 千人	千葉県	約 2.2 千人
埼玉県	約 3.0 千人	神奈川県	約 1.9 千人
栃木県	約 2.8 千人	山形県	約 1.6 千人
宮城県	約 2.7 千人	北海道	約 0.9 千人　等

※　福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第 1759 報）」（令和元年 11 月５日公表）

（３）賠償の状況

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、令和元年９月時点で、総額約９兆 2,107 億円（本賠償として個人に対し約３兆 1,497 億円、法人・個人事業主などに対し約５兆 5,545 億円、自主的避難者に対し約 3,537 億円）の賠償金が支払われている。

また、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）では、指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、令和元年８月時点の速報値で、和解仲介手続を終えた 24,117 件の 80%に当たる 19,406 件で和解が成立している。

（４）除染の状況

平成 24 年１月に全面施行した、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき、平成 30 年３月末までに、帰還困難区域を除く８県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。

国が直轄で除染を行う除染特別地域については、平成 26 年７月までに 11 市

町村全てについて特別地域内除染実施計画の策定を完了し、平成 29 年３月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了した。その総数・総面積は、宅地約２万 3,000 件、農地約 8,700ha、森林約 7,800ha、道路約 1,500ha に及ぶ。

また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域についても、平成 30 年３月末までに全ての市町村で面的除染が完了した。その総数・総面積は、住宅約 57 万戸、公共施設等約２万 4,000 施設、農地・牧草地約３万 3,000ha、森林（生活圏）約 4,800ha、道路約２万 4,000km に及ぶ。

（５）放射線による健康への影響

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成 23 年度第２次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

当該基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、平成 31 年３月末時点で約 57 万人の回答があり、約 55 万人の推計が終了し、県全体では、推計期間が４か月未満の方及び放射線業務従事経験者の両方を除く約 47 万人のうち、99.8%が５mSv 未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施しており、令和元年５月末時点で、受診者の 99.9%以上の方が１mSv 未満であり、その他の方も含め、この結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

＜参考：福島県「県民健康調査」における基本調査＞

表．外部被ばく実効線量推計状況

<table>
<tr><th rowspan="2">実効線量
（mSv）</th><th colspan="4">放射線業務従事経験者を除く</th></tr>
<tr><th>人数（人）</th><th colspan="3">割合（%）</th></tr>
<tr><td>～1 未満</td><td>289,944</td><td>62.2</td><td rowspan="2">93.8</td><td rowspan="6">99.8</td></tr>
<tr><td>～2 未満</td><td>147,342</td><td>31.6</td></tr>
<tr><td>～3 未満</td><td>25,739</td><td>5.5</td><td rowspan="2">5.8</td></tr>
<tr><td>～4 未満</td><td>1,502</td><td>0.3</td></tr>
<tr><td>～5 未満</td><td>505</td><td>0.1</td><td rowspan="2">0.2</td></tr>
<tr><td>～6 未満</td><td>390</td><td>0.1</td><td rowspan="6">0.2</td></tr>
<tr><td>～7 未満</td><td>230</td><td>0.0</td><td rowspan="2">0.1</td></tr>
<tr><td>～8 未満</td><td>116</td><td>0.0</td></tr>
<tr><td>～9 未満</td><td>78</td><td>0.0</td><td rowspan="2">0.0</td></tr>
<tr><td>～10 未満</td><td>41</td><td>0.0</td></tr>
<tr><td>～11 未満</td><td>37</td><td>0.0</td><td rowspan="2">0.0</td><td rowspan="6">0.0</td></tr>
<tr><td>～12 未満</td><td>30</td><td>0.0</td></tr>
<tr><td>～13 未満</td><td>13</td><td>0.0</td><td rowspan="2">0.0</td></tr>
<tr><td>～14 未満</td><td>12</td><td>0.0</td></tr>
<tr><td>～15 未満</td><td>6</td><td>0.0</td><td rowspan="2">0.0</td></tr>
<tr><td>15 以上～</td><td>14</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>465,999</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr>
<tr><td>最高値</td><td>25mSv</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　福島県公表資料より引用（平成 31 年３月末時点）

※　原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から７月 11 日までの４か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

※　推計期間が４か月未満の方を除く。

＜参考：福島県におけるホールボディ・カウンタ検査＞

表．内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～令和元年 7 月 31 日	合計
1mSv 未満	15,384 名	324,957 名	340,341 名
1mSv	13 名	1 名	14 名
2mSv	10 名	0 名	10 名
3mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	324,958 名	340,367 名

※　福島県公表資料より引用（令和元年７月末時点）

※　平成 24 年１月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年３月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年２月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年３月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。

（注）預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの

Ⅱ　復興の取組

１　現場主義に立った復興加速化

政府は、発災直後の平成 23 年７月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において復興期間を令和２年度までの 10 年間と定め、復興需要が高まる平成 27 年度までの５年間を「集中復興期間」と位置付けた上で、未曽有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。また、平成 28 年３月には、復興期間の後期５か年である平成 28 年度から令和２年度までを「復興・創生期間」と位置付け、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、取組を進めてきた。さらに、復興・創生期間が３年を経過する中、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興状況等を踏まえ、平成 31 年３月、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を見直し、復興・創生期間における取組に加え、初めて、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示した。

これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、住まいの再建も平成 30 年度末でおおむね完了した。産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は「総仕上げ」に向けて着実に進展している。

また、福島の原子力災害被災地域においては、除染などの取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。平成 31 年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

復興の加速化は、政府の最重要課題の一つである。「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の復興・再生を更に加速していく。

（１）被災地共通の主要課題への対応

被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生は被災地共通の課題となっている。政府は、これらの課題に対し、被災地の現場の実情を把握しながら、復興のステージの移行を踏まえた取組を推進している。

被災者支援については、被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこで

の生活の定着には様々な不自由等が懸念されることから、被災者の心身のケア、被災者の移転に伴うコミュニティ形成の支援、生きがいづくりのための「心の復興」、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援等、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいる。

住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画どおり進捗するよう、国・県・市町村一体となって取り組む。また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であることから、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。さらに、被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路などの交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進める。

産業・生業の再生については、平成 26 年６月に策定した「産業復興創造戦略」に基づき、仮設店舗から本設店舗への移行、商業施設整備への支援・商店街の再建への支援を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた取組等を支援してきた。また、東北の観光は、根強い風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。このような状況を受け、令和２年の東北の外国人宿泊者数を 150 万人泊とする目標を設定し、平成 28 年度から観光復興の取組を強化してきた。引き続き被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の支援等に関して必要な対応を行いながら、風評被害等の影響が大きい観光業や一部で売上げの回復に遅れがみられる水産加工業などの業種を中心に、創造的な産業復興を進めていく。また、被災地では、人口減少、少子高齢化が進む中、震災以後、人手不足が深刻化しており、交流人口を拡大し、地域の産業の生産性を高め、自立的で、持続可能性の高い、活力ある魅力的な地域経済を再生することが重要となっている。こうしたことから、被災地により多くの人や企業を呼び込み、地域の活力の底上げを図る取組、事業者の経営力を高め、自立を促す取組等について、政府一丸となって戦略的に推進する。

また、政府は、震災復興を契機として、日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、全国のモデルとなる「新しい東北」を創造することを目標としている。平成 26 年４月、復興推進委員会から「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。これを踏まえ、これまで、国・地方公共団体のみならず、企業・大学・NPO など、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、被災地において地域課題の解決に向けた先進的な取組を推進してきたところであり、今後もこうした取組を推進するとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウ等

の被災地内外での普及・展開を図り、復興・創生期間後も地方創生に向けた取組を継続できるような環境を整えていくため、被災地の地方公共団体、事業者等に対する支援、復興関係者の取組の情報発信等を通じた関係者間の更なる連携の促進などの取組を進めている。

（２）原子力災害からの復興・再生

福島の原子力災害被災地域においては、事故収束（廃炉・汚染水対策）、放射性物質の除去等、避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業・生業の再建に向けた取組、風評払拭・リスクコミュニケーションについて、主に以下の取組をしている。

福島再生の大前提である東京電力福島第一原子力発電所の事故収束（廃炉・汚染水対策）については、事故炉の廃炉というこれまでにない大きなチャレンジとなる難題であるが、廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、研究開発成果等を活かし、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。

放射性物質の除去等については、平成 30 年３月末までに帰還困難区域を除き８県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。また、中間貯蔵施設については、平成 30 年 12 月に公表した「2019 年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得を進めるとともに、施設の整備、除去土壌等の輸送を進めている。また、特定廃棄物の処理については、福島県内において既存の管理型処分場を活用した埋立処分事業に係る対応を進めているほか、福島県外においても各県それぞれの状況に応じた対応を進めている。

避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充については、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。このような中、平成 31 年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現した。引き続き、教育、医療、介護、買い物等の住民の生活に必要な環境整備に取り組んでいく。さらに、常磐自動車道の常磐双葉 IC 整備や、JR 常磐線の全線開通に向けた取組を進める。帰還困難区域については、福島特措法に基づき、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしており、当該区域について、まずは特定復興再生拠点区域の整備を進め、５年を目途に避難指示を解除できるようにす

る。特定復興再生拠点区域については、平成 30 年５月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を認定し、帰還環境の整備を推進している。また、被災者の生活の再建に向けた取組については、平成 30 年７月に取りまとめた対応強化策を踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積については、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉、ロボットの拠点整備や研究開発プロジェクト、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。また、平成 29 年５月には、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号）が成立し、福島イノベーション・コースト構想が福島特措法に位置付けられた。また、福島イノベーション・コースト構想における再生可能エネルギーなどのエネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想」を平成 28 年９月に決定した。

事業・生業の再建に向けた取組については、「福島相双復興官民合同チーム（官民合同チーム）」が、避難指示等の対象となった被災 12 市町村の事業者・農業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺うとともに、その結果を踏まえ、専門家を交えたチームにより、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。今後とも、被災地域の事業・生業の再建に向けて、官民合同チームと連携し、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。福島の森林・林業の再生については、平成 28 年３月に「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめ、除染などの取組だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の安全・安心の確保のための取組等を進めている。福島県における漁業の本格的な操業再開に向けて、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査等を行っている。

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進については、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、これまでの取組の効果を踏まえた必要な見直しを行い、令和元年度の施策を着実に実施することとともに、施策の効果を総括し、より効果的な施策となるよう令和２年度予算要求を行うことを、復興大臣から各府省庁に指示をした。今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係

省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評対策を強力に推進する。

２　被災地共通の主要課題への対応

（１）被災者支援

①被災者支援に関する取組

（ｉ）これまでの取組

避難生活が長期化する中、被災者の心の健康への影響や、コミュニティの形成等、復興の進展に伴う様々な課題に対応するため、平成 27 年１月、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

＜参考：被災者支援（健康・生活支援）総合対策（ポイント）＞

項目名	今後の方向性
支援体制の充実と心の復興	・見守り活動を行う相談員や復興支援員の確保等の被災者の見守り等の活動の更なる推進 ・被災者の生きがいづくりを支援する「心の復興」事業の実施
住居とコミュニティ形成への支援	・災害公営住宅におけるコミュニティの形成のため、地域のコミュニティ活動立ち上げへの支援や、入居者募集方法の工夫に関する情報の提供 ・災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成への支援
子どもに対する支援	・被災した子どもに対する総合的な支援の推進 ・教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣 ・福島県における子どもに対する支援

平成 27 年度、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、地方公共団体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援した。

（ⅱ）被災者支援総合交付金を活用した支援

平成 28 年度は、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設した。

避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、「被災者支援総合交付金」について、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、関連事業を統合するなどの拡充を図り、地方公共団体における被災者支援の取組を一体的に支援している。

平成 29 年度は、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニ

ティ復興支援事業」を、令和元年度は「被災者の心のケア支援事業」を同交付金の対象に加えた。

＜参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー＞

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活サポート　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．被災者の心のケア支援	
	⑤被災者の心のケア支援事業
Ⅵ．子どもに対する支援	
	⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

（ⅲ）被災地で支援に携わる方への支援

被災者の置かれた状況やニーズが多様化し、きめ細かな対応が必要となる中で、復興のステージに応じた先行事例等を整理した「事例に学ぶ生活復興」（平成 30 年３月発行）を公表し、被災者の生活復興を支援している。

（ⅳ）被災者の心身のケア

被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことが重要であることから、高齢者などに対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交流

機会を創る活動や子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業に取り組んでいる。

また、専門的な心のケアを必要とする方に適切に対応するため、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。心のケアセンターへの相談者数は漸減傾向にあるものの、相談延べ件数は依然として高い水準で推移している。

（ｖ）被災者の移転に伴うコミュニティ形成等の支援

災害公営住宅への入居や仮設住宅の集約化が進んでいることから、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、生活の重要な要素であるコミュニティの形成支援に取り組んでいる。

（vi）被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者など、生活再建に問題を抱える方々への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続のサポートなどの相談支援に取り組んでいる。

（vii）県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供は、重要な課題となっている。特に福島県では、県外避難者の避難先での生活の再建や安定に向け、全国 26 か所の生活再建支援拠点における各種の相談対応や交流会開催の支援に取り組んでいる。

（viii）子どもに対する支援

子どもたちが抱える課題を解決するため、子どもを持つ家庭などへの訪問による健康相談、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、子どもの心と体のケア、学習支援、就学支援など、被災した子どもの支援に取り組んでいる。

②多様な担い手による活動への支援

震災発生から８年以上が経過し、ボランティア・NPO 等の活動に対する被災地のニーズや、活動を行う主体は変化してきているが、その果たしている役割は依然として大きい。

ボランティアへの参加者数としては、発災後、被災地内外で延べ 700 万人以上のボランティアが活躍してきたと考えられている。具体的には、平成 23

年３月から平成 31 年１月時点までの被災３県における社会福祉協議会災害ボランティアセンターに登録して活動した累計のボランティア総数が約 156 万人（岩手県約 56 万人、宮城県約 77 万人、福島県約 23 万人）であり、その他、資金提供団体からの資金提供を受けて活動したボランティアや個人、企業で個別に活動しているボランティア等、被災地内外で 550 万人以上が活動したとみられる。

被災地のニーズが多様化する中、復興庁では NPO やボランティア団体等がよりきめ細かい支援を行い、活動を円滑に進められるよう、NPO 等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、平成 23 年度以降毎年情報提供している。

平成 31 年２月には、宮城県仙台市において、「新しい東北」交流会の一環としてボランティア交流会を開催した。交流会では、NPO、社会福祉協議会、大学及び企業の４つの活動主体ごとに従来の活動状況や得られた知見の共有、今後のボランティアの在り方等について議論を行った。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、公表（初版平成 24 年 11 月、全体統合版（第１版～第 19 版）平成 31 年４月）するとともに、令和元年６月には、いわて男女共同参画フェスティバル 2019 において講演会の主催やパネル展示を行う等、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

（２）住まいとまちの復興

①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

住まいの再建は、着実に進捗している。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援している。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

（ｉ）住宅再建・復興まちづくり

一日も早く被災者に恒久住宅に移っていただくための、災害公営住宅や高台移転については、平成 30 年度末までにおおむね完了している。

これまでも、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施

工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路(あいろ)となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き事業の円滑化及び計画どおりの整備を進めるため、工事加速化支援隊により県・市町村を直接訪問するなど、県・市町村に対し事業進捗のきめ細かな支援を実施している。また、復興のステージに応じた地域の課題に対し、引き続き復興交付金（効果促進事業）を活用し、支援を実施している。

生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給や、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施など、住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進している。

＜参考：これまでの加速化措置の主な内容＞

加速化措置	主な内容
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第一弾(平成 25 年３月)	・被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第二弾(平成 25 年４月)	・所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続の簡素化を実施
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第三弾(平成 25 年 10 月)	・加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第四弾(平成 26 年１月)	・市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第五弾(平成 26 年５月)	・民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 ・これまでの用地取得の迅速化を更に強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめ
住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策（平成 27 年１月）	・これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、これまでの加速化措置を充実・補完

＜参考：住まいの復興工程表（平成 31 年３月末時点）＞　　（単位：戸）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	（調整中）	計画
岩手県	民間住宅等用宅地	1,008	2,385	4,164	6,069	7,143	7,423	7,477	－	7,477
	災害公営住宅	1,525	3,168	4,594	5,284	5,672	5,734	5,833	－	5,833
	合計	2,533	5,553	8,758	11,353	12,815	13,157	13,310	－	13,310
宮城県	民間住宅等用宅地	2,371	5,065	7,271	8,307	8,809	8,892	8,892	－	8,892
	災害公営住宅	5,288	9,812	13,784	15,415	15,823	15,823	15,823	－	15,823
	合計	7,659	14,877	21,055	23,722	24,632	24,715	24,715	－	24,715
福島県	民間住宅等用宅地	597	733	1,297	1,820	1,841	1,857	1,857	－	1,857
	災害公営住宅（津波・地震向け）	1,617	2,600	2,758	2,807	2,807	2,807	2,807	－	2,807
	災害公営住宅（原発避難者向け）	509	1,167	3,400	4,707	4,767	4,767	4,767	(123)	4,890
	災害公営住宅（帰還者向け）	－	0	69	283	293	425	425	－	425
	合計	2,723	4,500	7,524	9,617	9,708	9,856	9,856	(123)	9,979
３県合計	民間住宅等用宅地	3,976	8,183	12,732	16,196	17,793	18,172	18,226	－	18,226
	災害公営住宅	8,939	16,747	24,605	28,496	29,362	29,556	29,655	(123)	29,778
	合計	12,915	24,930	37,337	44,692	47,155	47,728	47,881	(123)	48,004

※　民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

（ⅱ）生活環境の整備

被災市町村における造成後の宅地の早期有効活用に向けては、市町村において、まちの将来イメージ等の提示やマッチングなどの取組が進められている。国においても、各地方公共団体の取組事例の紹介や助言を行うなど、これらの取組を支援している。

被災市町村の防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けては、これまで、土地の交換に伴う免税措置を講じ、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策を取りまとめ、市町村へ周知を行ってきた。平成 29 年６月には「防集移転元地等の活用に関する事例集（追加版）」の公表・周知を行った。これらの支援もあり、被災地においては、公有地を集約した産業用地への企業進出や、民間事業者による農業施設整備など、様々な形での利活用が始まっている。

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネット

ワークの形成に資する取組を支援している。

（ⅲ）被災地における医療及び介護の提供体制の確保の支援

東日本大震災により、被災地の医療施設は大きな被害を受けた。被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（合計約 1,929 億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づき各種事業を実施し、医療提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、令和元年６月末現在、震災により入院受入れに支障を生じた病院の 98%（182 病院中病院 179。福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、医療提供体制の再構築が進んでいる。

また、介護施設、障害者施設も大きな被害を受けた。このため、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、平成 30 年９月時点で、施設の復旧が必要な介護施設の 96%（500 施設中 482 施設）が復旧し、令和元年８月時点で障害者施設も 96%（311 施設中 300 施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、介護関連職種の有効求人倍率が震災前よりも高くなるなど、不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営など、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

「集中復興期間」において、生活に密着したインフラの復旧は、全体としておおむね終了した。現在は、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、計画的に復旧・復興事業を進めている。

（ⅰ）道路

復興道路・復興支援道路の路線全長 570km の全区間が、復興・創生期間内の令和２年度までに全線開通する見通しである。

三陸沿岸道路の歌津本吉道路（歌津 IC～小泉海岸 IC）、本吉気仙沼道路Ⅱ

期（本吉津谷 IC～大谷海岸 IC）は平成 31 年２月に開通した。また、釜石山田道路（大槌 IC～山田南 IC）が平成 31 年１月に、唐桑高田道路（唐桑小原木 IC～陸前高田長部 IC)、吉浜釜石道路（釜石南 IC～釜石 JCT)、釜石山田道路（釜石 JCT～釜石両石 IC）が平成 31 年３月に、釜石山田道路（釜石北 IC～大槌 IC）が令和元年６月に開通し、これにより宮城県気仙沼市から岩手県宮古市間がつながった。

東北横断自動車道釜石秋田線（釜石 JCT～釜石仙人峠 IC、遠野住田 IC～遠野 IC）は平成 31 年３月に開通し、釜石花巻間の約 80km が全線開通した。

常磐自動車道の大熊 IC は平成 31 年３月に供用開始し、常磐双葉 IC については令和元年度内の供用を目指して整備を行っている。さらに、常磐自動車道のいわき中央 IC～広野 IC、山元 IC～岩沼 IC について、復興・創生期間内の完成を目指して４車線化事業を行っている。広野 IC～山元 IC については、６か所、計 13.5km において付加車線を設置することとした。

（ⅱ）鉄道

JR 山田線（宮古～釜石）については、JR 東日本から三陸鉄道に運営が移管され、三陸鉄道リアス線として平成 31 年３月に運転を再開した。

JR 大船渡線（盛～気仙沼)、気仙沼線（気仙沼～柳津）については、平成 28 年３月までに BRT による本格復旧で合意したところであり、関係者で連携し、更なる利便性向上に取り組んでいる。

JR 常磐線については、令和元年度末までの全線開通に向けて取り組んでいる。

（ⅲ）港湾

釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤が平成 29 年度に完成し、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 か所の全てで本復旧工事が完了した。

また、小名浜港において、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として必要な施設整備を推進するなど、港湾施設の整備に取り組んでいる。

（ⅳ）海岸対策

海岸対策については、令和元年６月末時点で 99%が着工済みとなっており、約６割の箇所で工事が完了した。引き続き、令和２年度までの完了を目指し、関係者で連携して速やかに復旧・復興が進むよう支援を行う。

（ｖ）農林水産関係

農地・農業用施設については、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔（けいはん）の修復等の復旧を進め、平成 31 年３月末現在、津波被災農地のうち 92%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。また、農地等の復旧と併せ農地の大区画化・利用集積等を行う取組に対し支援しており、被災３県において実施している地区のうち、96%で整備が完了している。

海岸防災林については、令和２年度までの復旧完了を目指し、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行っており、令和元年６月末現在、73%で完了した。

漁港・漁場等については、平成 31 年３月末現在、全ての漁港において陸揚げが可能となり、漁場については、養殖漁場の 99%・定置漁場の 100%でがれきの撤去が完了している。また、品質・衛生管理の向上等による流通機能の強化・高度化や漁業者等が操業中に回収したがれきの処理を支援している。

（３）産業・生業の再生

被災地域での産業を復興し、生業の再生を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つである。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備などの災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、平成 28 年度から観光復興関連予算を大幅に増額し、東北の観光振興の取組を進めている。また、農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設などの生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

①産業復興の加速化

（ｉ）施設・設備の復旧支援

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、中小企業等グループ補助金において、令和元年８月までに 730 グループ、計 11,690 事業者（北海道内で６グループ、青森県内で 10 グループ、岩手県内で 133 グループ、宮城県内で 252 グループ、福島県内で 262 グループ、茨城県内で 58 グループ、栃木県内で１グループ、千葉県内で８グループ）の施設・設備の復旧を支援している。

（ⅱ）企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を加速させるため、雇用の場の確保に取り組んでいる。

＜参考：各企業立地補助金の執行状況（令和元年９月末時点）＞

補助金名	対象地域	交付決定件数 （交付決定額）
ふくしま産業復興企業立地支援事業	福島県全域（避難指示区域等を除く。）	452 件 （約 1,763 億円）
原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 （125 億円）
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）	441 件 （約 1,678 億円）
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島県 12 市町村の避難指示区域等	60 件 （約 386 億円）

（ⅲ）いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。東日本大震災事業者再生支援機構では、令和元年９月末時点で、事業再建等に関する相談件数が 2,903 件、支援決定を行った案件は 742 件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、令和元年９月末時点で、事業再建等に関する相談件数が 6,545 件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は債権買取決定 339 件を含む 1,262 件となっている。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定を行う期間に関し、平成 30 年２月に、議員立法により、支援決定期間を約３年間延長したことから、延長後の支援決定を行う期間は令和３年３月 31 日までとなっている。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人東日本大震災・自然災害被害者債務整理ガイドライン運営機関を中心に、破産手続などの法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルール

である「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年７月策定)に沿って支援が行われている。これまでの個別相談件数は 5,955 件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は０件、債務整理の成立件数は 1,371 件となっている（令和元年９月末時点)。

＜参考：東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの相談受付の状況＞

	相談受付件数	支援件数・成立件数
東日本大震災事業者再生支援機構	2,9033 件	742 件（支援決定件数）
産業復興相談センター・産業復興機構	6,5455 件	1,262 件（金融支援件数） （うち債権買取決定 339 件）
個人債務者の私的整理に関するガイドライン	5,955 件	1,371 件（成立件数）

※　復興庁調べ（令和元年９月末時点）

（ⅳ）資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から令和元年８月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約 30 万３千件（総額約６兆１千億円)、東日本大震災復興緊急保証で約 14 万４千件（総額約２兆９千億円）となっている。

（ⅴ）販路開拓、新事業の立ち上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マッチング「結の場」を平成 24 年以降、25 回開催し、延べ 212 社の地域企業・団体と、677 社の支援企業が参加し、325 件の連携事業（成果が取りまとまった 22 回の開催分）が成立した。

また、被災地企業の新産業の創出等につながる新たな事業に対して、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員によるハンズオン支援の実施や、被災地企業の新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化等を目的に、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家・専門機関を派遣する事業を実施している。平成 30 年度までに、被災地域企業新事業ハンズオン支援事業では 71 件（152 社)、専門家派遣集中支援事業では 171 件の支援を実施している。

加えて、被災地企業の販路開拓を図るため、大学、公的研究機関、大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援する福島県等復興産学官

連携支援事業で 12 件の支援を行っている。

さらに、平成 30 年度より、東日本大震災からの復興に取り組む事業者、民間団体、市町村等の資金調達手法を多様化するため、被災地企業の資金調達等支援事業（復興庁クラウドファンディング支援事業）を実施している。平成 30 年度は、80 件の案件が資金調達を行い、1.7 億円を調達している。

（vi）仮設店舗等から本設店舗等への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行っており、令和元年６月末時点で、被災６県での仮設施設の竣工数は以下のとおりである。

これらの仮設施設に 705 事業者（令和元年６月末時点）が入居している。グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備などを通じて、2,475 事業者が退去し、本設施設への移行が進んでいる。

＜参考：仮設施設の竣工数＞

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	27	362	149	108	1	1	648

※　（独）中小企業基盤整備機構調べ（令和元年６月末時点）

＜参考：仮設施設の入居事業者数・退去事業者数＞

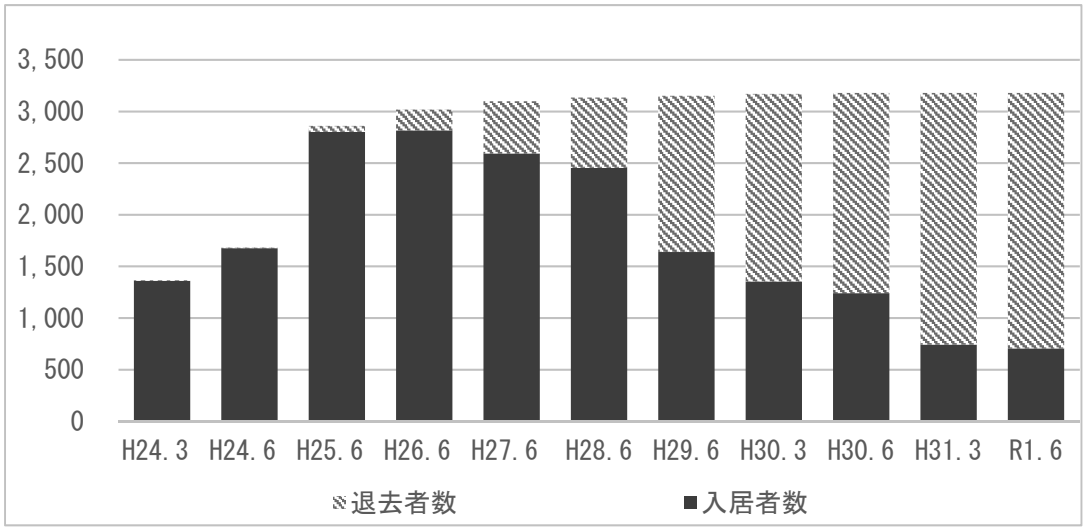

※　（独）中小企業基盤整備機構調べ（令和元年６月末時点）

（vii）商業施設整備への支援・商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成 26 年１月、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、

・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順（「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」）を作成し、まちづくりに関わる地方公共団体職員等の業務遂行の手引きとして提示
・商業集積等に携わるまちづくり担当者に対する研修の実施
・商業施設用地の整備に併せ、震災で失われた商業機能の復旧のために整備する商業施設等の整備に対する補助

等が盛り込まれている。

これを踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定し、これまでに以下の 10 地方公共団体の「まちなか再生計画」について認定を行った。これらの計画に基づき、各地方公共団体で共同店舗型商業施設が開業又は開業予定となっている。

	計画名（認定日）	主な計画の内容
1	女川町まちなか再生計画 （平成 26 年 12 月 19 日認定）	２地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「シ―パルピア女川」平成 27 年 12 月開業 ※「ハマテラス」平成 28 年 12 月開業
2	山田町まちなか再生計画 （平成 27 年３月 24 日認定）	南北に拡散していた市街地を JR 陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「オール」平成 28 年 11 月開業
3	石巻市まちなか再生計画 （平成 27 年７月 10 日認定）	中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「石巻テラス」平成 28 年 12 月開業
4	南三陸町まちなか再生計画 （平成 27 年 10 月２日認定）	従来のにぎわいの拠点であった２か所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「南三陸さんさん商店街」平成 29 年３月開業 ※「南三陸ハマーレ歌津」平成 29 年４月開業

5	陸前高田市まちなか再生計画 （平成 28 年１月 15 日認定）	従来の中心市街地を山側に移動・集約し、公共施設、商業施設等が集積するコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「アバッセたかた」平成 29 年４月開業
6	大船渡市まちなか再生計画 （平成 28 年２月９日認定）	従来の中心市街地を JR 大船渡線の東側に集約し、公共施設、商業施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「キャッセン大船渡」平成 29 年４月開業
7	いわき市久之浜・大久地区まちなか再生計画 （平成 28 年２月９日認定）	従来の市街地に、公共施設、商業施設を中心として住宅地を配置し、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「浜風きらら」平成 29 年４月開業
8	名取市閖上地区まちなか再生計画 （平成 30 年１月 30 日認定）	水辺にあるまちの特徴を活かし、地域住民のニーズに応えつつ、観光需要を取り込む商業施設を中心に配置することで、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「かわまちてらす閖上」平成 31 年４月開業
9	釜石市鵜住居地区まちなか再生計画 （平成 30 年６月 29 日認定）	市内で最も震災被害の大きかった地区に商業施設等を整備し、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「うのポート」令和元年９月開業
10	気仙沼市内湾地区まちなか再生計画 （平成 30 年 10 月 12 日認定）	かつての中心市街地であった内湾地区に商業施設等を整備し、生活利便性の向上及び観光の拠点となる市街地の形成を図る。 ※「スローストリート（仮称）」令和元年秋開業予定

（viii）人材確保対策

東日本大震災の被災地域では、人手不足が深刻化しており、十分な労働力が確保できないことが復興の妨げになっていると言われている。

こうした状況の中、地域外から人材を呼び込むとともに、外部からの人材の受入れを契機に雇用管理や経営改善により、被災地企業自らの人材獲得力を向上させる事業の実施が求められている。

そのため、平成 29 年度から、関係省庁と連携して被災地における人材確保対策を取りまとめ、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、

被災地企業の生産性の向上や人材獲得力の向上、被災地企業の連携による競争力の向上、好事例の横展開を支援する以下の事業等を実施している。

〇伴走型人材確保・育成支援モデル事業

・学生の成長や企業の経営課題の解決に資する長期滞在型・課題解決型インターンシップを実施。

・約３か月の社会人向けトライアル就業プログラムを実施。

・企業に人材確保・定着・育成等を助言・指導。

・関係人口増加に係るワークショップ及び被災地見学会の実施。

〇企業間専門人材派遣支援モデル事業

・大企業でキャリアを積んだ現場型の専門人材等を被災地企業へ出向等により長期派遣。

〇被災地域人材確保対策調査事業

・被災地で人材確保に成功した企業のノウハウを展開するため、取組事例集を作成し、配布。

〇東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業

・被災地域の中小企業の人材確保力、定着力等の向上のため、セミナーの開催や専門家による個別指導を実施。

・首都圏の人材に対し、被災地域の中小企業の魅力を PR するイベントを実施するとともに、マッチングを支援。

〇事業復興型雇用確保事業

・被災地の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を実施。

（ix）造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について８件、約 114 億円の採択を行い、令和元年５月末までに全ての補助事業が完了した。

（x）産業復興の推進に関するタスクフォース

被災地域での産業を復興し、生業の再建を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つであることから、平成 26 年４月、復興大臣の下に関係省庁からなる「産業復興の推進に関するタスクフォース」を立ち上げた。

平成 26 年６月、創造的な産業復興を「新しい東北」の創造とともに実現するため、理念、目標像、施策体系、加速化の体制などをまとめた「産業

復興創造戦略」を策定した。また、復興施策を下記の５つの体系に分けて整理した。

・企業チャレンジの促進
・人的基盤の再整備
・産業基盤の再構築
・内外の民間活力の結集
・東北の成長の取り込み

平成 27 年から、「産業復興施策の重点」を毎年取りまとめている。

平成 31 年３月には、下記の４点を重点課題とした「平成 31 年度 産業復興施策の重点」を地方創生における取組との連携にも留意しつつ取りまとめた。

・産業復興の加速と事業者の自立
・農林水産業の再生
・観光の振興と交流人口の拡大
・原子力災害からの産業・生業の再生

②農林水産業の再生

農業の復旧･復興については､津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど､営農再開に向けて取り組んできており、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。さらに、農地等の復旧と併せた農地の大区画化、大規模施設園芸などの先進的な取組、先端技術を駆使した生産･加工技術などの大規模実証研究の成果の普及等を行っている。また、放射性物質による汚染に対し、風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っている。また、被災県を含む全国において、GAP（農業生産工程管理）の取組が進められているところであるが、特に、福島県においては県を挙げて、GAP 認証の取得日本一を目指して取り組んでおり、こうした GAP 推進の取組を支援している。

林業・木材産業の復旧・復興については、被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築などにより、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及など木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興について、被災地沿岸部は全国屈指の豊かな漁

場に恵まれた地域であり、それぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌き所等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。水産加工業については、設備等の生産能力の復旧が進む中、複数の水産加工業者等が連携して販路開拓や人材育成等を行う先進的な取組等を支援している。

（４）観光の振興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、風化防止、風評の払拭という観点からも、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、根強い風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。

このような状況を受け、東北の観光復興を力強く推進するため、平成 28 年度から観光復興関連予算を大幅に増額し、東北の外国人延べ宿泊者数を令和２年には 150 万人泊とする目標を設定した。具体的には、以下の取組等を実施している。

（ｉ）東北観光復興対策交付金

地方公共団体に対して、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組を交付金により支援。

（ii）東北観光復興プロモーション

東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

（iii）「新しい東北」交流拡大モデル事業

外国人の交流人口拡大につながる新たなビジネスモデルの立ち上げを目指し、民間の取組をモデル事業として支援。

（iv）福島県観光関連復興支援事業

福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援。

（５）「新しい東北」の創造に向けて

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

取組の推進に当たっては、企業・大学・NPO などの「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。また、被災地で進む先進的な取組を加速化させるとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウを普及・展開することが必要となる。

こうした認識の下、復興庁では、（ⅰ）先進的な取組の加速化、（ⅱ）官民連携を推進する情報基盤の整備、（ⅲ）「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、（ⅳ）情報発信の強化などの取組を進めている。

（ⅰ）先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既に先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国のモデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重要である。

このため、復興庁では、平成 25 年度から平成 27 年度まで「「新しい東北」先導モデル事業」を実施し、平成 28 年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

また、（４）で述べたとおり、観光復興に向けて、東北における外国人交流人口の拡大を目的とした事業（「新しい東北」交流拡大モデル事業）を平成 28 年度から実施している。

（ⅱ）官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO 等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした取組をより一層活性化し、被災地での普及・展開を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組状況やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりを進める必要がある。

このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO 等のトップを設立発起人として、平成 25 年 12 月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立し

た。令和元年８月時点で 1,320 法人・団体の会員を擁している。

「新しい東北」官民連携推進協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員等が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「交流会」をこれまで 12 回開催しており、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開などのきっかけづくりの場を提供している。

（iii）「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開

これまでの「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしている。

平成 26 年度には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方公共団体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置し、地方公共団体・NPO 等に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援（地域づくりハンズオン支援事業）を実施している。このような支援により、地域課題解決に向けた道筋を立てることができた自治体・ＮＰＯ等の件数は、平成 30 年度までに 35 件に上っている。

また、民間事業者や社会的企業において、そのノウハウや新たな発想を生かし、積極的な起業や新規事業の立ち上げが進むよう、必要な資金提供が受けられる環境整備等に取り組む必要がある。

このため復興庁では、平成 25 年度からビジネスコンテストを開催し、審査過程で、応募案件の事業化に向けた専門家のアドバイスを提供するとともに、受賞案件について情報を発信する機会を設けるなど、投資家や起業支援団体などの事業パートナーの発掘等に向けた側面的な支援も行っている。このような支援により、平成 30 年度までに 56 件の事業者が新たな販路獲得等を実現した。

平成 26 年度には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有・意見交換を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

平成 27 年度には、さらに、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施策を、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、（３）で述べた「結の場」、被災地域企業新事業ハンズオン支援事業及び専門家派遣集中支援事業を実施している。被災地域企業がこうした支援を受けることで経営課題を解決した件数は、平成 30 年度までに 648 件に上っている。

さらに、（３）で述べたとおり、被災地域の人手不足解消に向け、平成 29 年度から、「伴走型人材確保・育成支援モデル事業」等による人材確保対策に取り組んでいる。

（ⅳ）情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進む新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点から、「新しい東北」の成果等について情報発信を行うことが必要である。

このため、平成 28 年度から、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するため、「新しい東北」復興・創生顕彰を実施し、毎年度、個人・団体併せて 10 件選定し、「交流会」において顕彰式典を実施した。

また、平成 29 年度から被災地域の課題解決・支援を目的としたワークショップ等を開催し、平成 31 年度からは、都内及び被災地において「Fw:東北 Fan Meeting」を開催し、参加者間のネットワークの構築等を促進している。

３　原子力災害からの復興・再生

（１）これまでの取組

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202 万人から令和元年８月１日時点で約 184.6 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災以降増加した県外転出による人口の流出分の回復には至っていない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化や未だに根強く残る風評被害等も続いている。

一方、道路・鉄道のインフラの復旧・整備が進み、除染も進捗し、福島全体の産業の復興及び再生に向けた取組も進められる等、一日も早い住民の生活再建や地域の再生に向けた環境整備が進んでいる。また、平成 31 年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現するなど、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

平成 29 年５月には、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域を整備するための制度を盛り込むとともに、官民合同チームの体制強化や福島イノベーション・コースト構想の推進、風評払拭への対応等を位置付けた、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行され、さらに、福島特措法の平成 29 年改正を踏まえ、同年６月には福島復興再生基本方針（平成 24 年７月 13 日閣議決定）を改定した。

特定復興再生拠点区域については、平成 30 年５月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を認定し、除染などの事業を進めている。

福島イノベーション・コースト構想については、平成 29 年７月に関係閣僚会議を、同年 11 月に原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置された「福島イノベーション・コースト構想推進分科会」を立ち上げた。また、福島特措法の平成 29 年改正に基づき福島県が策定した重点推進計画について、平成 30 年４月に内閣総理大臣が認定するなど、推進体制を抜本的に強化しつつ、構想の実現に向けた取組を進めている。

さらに、風評の払拭については、復興大臣の下に設置された「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（以下「風評対策タスクフォース」という。）において、平成 29 年 12 月、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、平成 31 年４月に開催した風評対策タスクフォースにおいて、復興大臣から、これまでの取組の効果を踏まえた必要な見直しを行い、令和元年度の施策を着実に実施することとともに、施策の効果を総括し、より効果的な施策となるよう令和２年度予算要求を行うことを各府省庁に

指示をした。

（２）事故収束（廃炉・汚染水対策）

①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

廃炉・汚染水対策については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

廃炉に向けた作業としては、１、２号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、ダスト飛散抑制対策を徹底しつつ、１号機においてはがれき撤去を、２号機においては平成 30 年度に実施したオペレーティングフロア内の線量調査を踏まえ、燃料取り出し工法の検討を進めている。３号機では、燃料取扱設備の試運転中に不具合が発生し、取り出し開始が当初計画から遅れたものの、平成 31 年４月より使用済燃料プールからの燃料取り出しを開始した。令和元年９月末時点で 28 体の取り出しを完了した。引き続き、令和２年度内の取り出し完了に向けて安全確保を最優先に、着実に作業を進めていく。また、燃料デブリの取り出しに向けて、格納容器の内部調査や燃料デブリ取り出し工法に関する研究開発等を進めている。１号機においては、格納容器底部の構造物や堆積物の分布等を把握するための更なる調査に向けて、令和元年４月よりアクセスルート構築作業を開始した。２号機においては、平成 31 年２月に２号機の原子炉格納容器内部調査を行い、燃料デブリと思われる小石状の堆積物をつかんで動かせることを確認した。今後、格納容器底部の構造物や堆積物の分布等を把握するための更なる調査に向けて準備を進めていく。３号機においては、水中遊泳式ロボットを活用した更なる調査の必要性を検討している。

さらに、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めている。平成 29 年４月には、国内外の英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発と人材育成を加速させるための拠点である、廃炉国際共同研究センター「国際共同研究棟」の本格運用が開始された。また、平成 30 年３月には、放射性物質の分析・研究を行う「大熊分析・研究センター」の運用が開始された。

汚染水対策は、３つの基本方針（「近づけない」「漏らさない」「取り除く」）に基づき実施している。汚染源に水を「近づけない」対策として、地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレンの運用を継続するとともに、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装についても、施工予定箇所の 94%のエリアで工事を完了した。凍土方式による陸側遮水壁については、平成 30 年３月に、有識者からなる「汚染水処理対策委員会」において、陸側遮水壁

は深部の一部を除き造成が完了し、サブドレンなどの機能と併せ、地下水を安定的に制御し建屋に地下水を近づけない水位管理システムが構築され、これによって、地下水位を低位で安定させ、汚染水の発生を大幅に抑制することが可能となったとの評価を受けた。なお、深部の未凍結部についても、同年９月までに全て凍結している。さらに、同年 11 月には３号機タービン建屋の屋根損傷部の補修に向けた準備工事に着手する等、雨水対策を進め、汚染水発生量の一層の抑制を図っている。

汚染水を「漏らさない」対策として、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクにリプレースを進め、フランジ型タンク内のストロンチウム処理水について、多核種除去設備等によって浄化処理し、平成 30 年 11 月に溶接型タンクへの移送を完了した。また、フランジ型タンク内の多核種除去設備等で浄化処理した水についても、平成 31 年３月に移送を完了した。

汚染源を「取り除く」対策として、引き続き、多核種除去設備をはじめとした複数の浄化設備により汚染水の浄化を行っており、約 116 万㎥（令和元年９月時点）がタンクに貯蔵されている。一方で、汚染水は継続的に発生しているため、タンクを増設しているものの、タンクを建設するために適した用地は限界を迎えつつある。このため、ALPS 処理水の取扱いについては、平成 28 年 11 月から「汚染水処理対策委員会」の下に設置した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「小委員会」という。）において、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めている。平成 30 年８月には、処分方法や処分した際の懸念について、県民・国民からの意見を聴取する場として説明・公聴会を開催した。説明・公聴会で示された意見を基に、トリチウム以外の核種の取扱い、貯蔵継続、風評被害対策などの論点に整理し、小委員会で検討を進めている。同年 10 月に開催した小委員会において、東京電力は、ALPS 処理水を環境へ放出する場合は、ALPS 処理水を二次処理することにより、トリチウム以外の放射性核種について、環境放出の際に求められる水準を満たす方針を表明した。引き続き、ALPS 処理水の取扱いについて小委員会において検討を進めていく。

また、建屋内滞留水処理の完了に向けた取組として、１～４号機建屋滞留水の水位低下を進め、平成 29 年 12 月に３、４号機間、平成 30 年９月に１、２号機間の連通部を切り離し、中長期ロードマップにおけるマイルストーン（主要な目標工程）の一つである「１、２号機間及び３、４号機間の連通部の切り離し」を達成した。

②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

令和元年８月、福島県富岡町・いわき市において第４回福島第一廃炉国際

フォーラムが開催され、廃炉に関する地域住民との対話や国内外の最新技術の活用状況の共有が行われた。

また、引き続き、廃炉・汚染水対策の進捗状況などを伝える動画（「廃炉のいま」）及びパンフレット（「廃炉の大切な話 2019」）を作成したほか、ウェブページ（「廃炉・汚染水対策　ポータルサイト」）についても改善を行い、分かりやすい情報発信に努めている。特に、コンテンツ制作においては、地元の方々の関心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した取組を進めている。

国際的な取組として、平成 30 年 11 月、第４回東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する国際原子力機関（IAEA）レビューミッションを受け入れ、平成 31 年１月にその最終報告書を IAEA から受領した。

平成 31 年３月には、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・福島復興及び食の安全に関するシンポジウムを経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）との共催でパリ（フランス）にて開催した。

また、令和元年９月にウィーン（オーストリア）にて開催された IAEA 総会では、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及び食の安全に関するサイドイベントを開催し、上記 IAEA レビューミッションの報告内容及び OECD/NEA との共催シンポジウムの結果、並びに廃炉や食品安全に関するプレゼンテーションを通じて理解の促進を図った。併せて、同総会の日本展示ブースや日本政府主催レセプションにおいても動画を上映するとともに、映像ウェブサイトの案内を行った。

③作業員の労働環境改善等

東京電力福島第一原子力発電所では、フェーシング工事等により線量低減対策を進めてきたところであり、平成 30 年５月には、一般作業服等での作業が可能なエリアが構内の 96%に拡大した。軽装備化による作業時の負担軽減策が実施されている。平成 30 年に実施された作業員アンケートにおいては、本対策も含め、これまで改善してきた主な取組について 85%を超える方々に「良い」「まあ良い」と評価をいただくなど、労働環境の改善を行っている。

また、平成 30 年 11 月には、１～４号機を俯瞰する高台においてマスクなしで視察が可能となる運用を開始した。

（３）放射性物質の除去等

①除染実施計画に基づく面的除染の完了

平成 24 年１月に全面施行した放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に

基づく基本方針等に基づき、平成 30 年３月末までに、帰還困難区域を除く８県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。

除染特別地域においては 182 か所（令和元年８月末時点）、汚染状況重点調査地域では 622 か所（福島県内は令和元年６月末時点、福島県外は平成 31 年３月末時点）の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。また、福島県内では、これまで 1,327 か所の仮置場のうち 567 か所 から除去土壌等の搬出を完了し、379 か所の仮置場で原状回復等を実施した（除染特別地域は令和元年８月末時点、汚染状況重点調査地域は令和元年６月末時点）。

今後も、除去土壌等の適正管理等、必要に応じた対策を行うとともに、茨城県東海村及び栃木県那須町の２か所における埋立処分実証事業を通じて、福島県外の除染に伴って発生した土壌の処分方法を検討していく。

②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、現在、用地取得を進めるとともに、施設整備、除去土壌等の輸送を進めている。

施設整備に必要な用地取得については、令和元年９月末までに 1,717 件、約 1,119 ha（全体の 69.9%）の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組む。

また、施設整備については、平成 28 年 11 月に受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手し、当該施設の完成に伴い、平成 29 年 10 月に大熊町、同年 12 月に双葉町で除去土壌の貯蔵を開始した。引き続き、追加の施設について整備を進めている。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 30 年度の目標である 180 万㎥を超える 183.9 万㎥を輸送した。今後の輸送については、令和３年度までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）のおおむね搬入完了を目指すこととしている。また、これに先立って、令和元年度は身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400 万㎥程度を輸送する予定である。安全確保のために必要な道路交通対策として、今後の輸送量増加に対応した舗装厚の改良等や、工事用道路の整備などを引き続き実施していく。今後とも、関係機関、関係市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下、安全かつ確実な輸送に取り組む。

除去土壌等の最終処分については、平成 26 年 12 月に施行された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）において、中間貯蔵

に関する国の責務規定として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが明文化された。

県外での最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できるだけ再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすことが重要である。平成 28 年４月に公表した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進めてきた。また、同年６月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめた。これらに沿って平成 29 年４月から実施されている南相馬市における除去土壌の再生利用実証事業では、空間線量率等のモニタリング結果から、安全性が確認された。飯舘村においても、村内に仮置きされている除去土壌を活用した再生利用実証事業が進められており、試験栽培等により安全性を確認している。さらに、平成 31 年３月には、技術開発戦略の見直しを行うとともに、再生資材を安全に取り扱う上での技術的な留意事項を示した「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き（案）」を取りまとめた。

③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、10 万 Bq/kg 以下のものは既存の管理型処分場に搬入し、10 万 Bq/kg を超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

対策地域内廃棄物については、地域住民の理解と地方公共団体との緊密な連携によって、平成 27 年度末までに、帰還困難区域を除き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了した。また、仮置場に搬入した災害廃棄物等のうち可燃物については、各市町村に設置することとしている仮設焼却施設で減容化を図っているところである。

また、農林業系廃棄物や下水汚泥などの可燃性の指定廃棄物については、搬入の前に焼却などの処理によって処分量を削減し、性状の安定化を図る減容化事業を地元の協力と理解を得ながら進めている。これまでに、４件の減容化処理事業について焼却等処理を終えたほか、開閉所（田村市・川内村）等において事業を実施するなど仮設焼却施設による減容化事業を引き続き進めていく予定である。

既存の管理型処分場の活用については、平成 29 年 11 月に搬入を開始し、令和元年９月末時点で 94,444 袋の搬入をしたところである。また、平成 30 年３月までに処分場の立地する富岡町・楢葉町の地元４行政区と安全

協定を締結している。さらに、平成 30 年８月には特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館し、ここを拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物の処分については、令和元年８月５日に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び国の間で、同組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）を再開することに関する基本協定を締結した。今後、再開に向けて取り組んでいく。

④福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされている。

平成24年３月、政府は、既存の廃棄物処理施設をできる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該都道府県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。

この方針に基づき、保管がひっ迫している県における長期管理施設の安全対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施した。結果、宮城県では平成25年11月に、栃木県では平成25年12月に、千葉県では平成26年４月に選定手法が確定し、この選定手法に基づいて環境省においてそれぞれ詳細調査の候補地の選定作業を行った結果、宮城県では平成26年１月に３か所、栃木県では平成26年７月に１か所、千葉県では平成27年４月に１か所、詳細調査候補地をそれぞれ公表した。その後、詳細調査の実施について理解が得られるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねてきたが、地元からの懸念の声もあり、詳細調査は実施できていない状況にある。

今後も詳細調査の実施について地元の理解を得られるよう丁寧な説明を続けるとともに、各都道府県それぞれの状況を踏まえて、汚染廃棄物の処理、保管状態の改善など、各都道府県の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去･処理に関して、平成 28 年９月、復興庁及び環境省は、対応方針を取りまとめた。

令和元年９月末時点で、18 市町村（福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、

天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町）及び福島県において、当該方針に基づき取組を進めている。

（４）避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

政府が定めた総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新している。原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを運用し、モニタリング結果及びその活用に必要となる各種の付帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行っている。

②生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組

住民の帰還促進に向けた環境の整備として、福島再生加速化交付金などの各種制度を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買い物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施した。

また、被災者の生活の再建に向けた取組については、平成 30 年７月に、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」において、「見守り体制」、「住まい」、「就労」、「健康的な暮らし」といった視点から、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策」を取りまとめた。これを踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

③コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保

避難の長期化や災害公営住宅への移転など、復興の進展に伴う新たな課題に対応するため、被災者支援総合交付金を活用し、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者などの見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化などについて、地方公共団体の取組を支援している。

④避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年６月 12 日閣議決定）に基づき、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

このような中、平成 31 年４月までに、双葉町を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

⑤優れた教育カリキュラムの推進・普及

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成することが重要である。

福島復興再生基本方針等を踏まえ、避難地域 12 市町村の小中学校においては、地元での学校再開に向けた取組や学校再開後の教育の充実に向けた取組に対して訪問等を行い、継続的に助言等を行うとともに、魅力ある学校づくりを進めるため「ふるさと創造学」などの特別なカリキュラムを編成・実証する取組等を支援している。

また、双葉地区の中高一貫校であるふたば未来学園において実施する、再生可能エネルギーや少子高齢化など福島や世界が抱える課題を解決することを目指す探求的な学習である「未来創造学」などの優れたカリキュラムを編成・実証するなど魅力ある学校づくりを支援している。

さらに、平成 28 年７月の避難指示の解除を契機として、平成 29 年４月に開校した小高産業技術高等学校において、福島イノベーション・コースト構想や地域全体の復興に寄与する人材育成を行うため、同校の実験・実習に必要な設備の整備等に対して支援を行った。併せて、平成 30 年度より、福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、普通科高校に対しては、地元企業・大学等と連携したトップリーダー人材の育成のための設備整備や、大学・企業等と連携した教育プログラム等の支援を、専門高校に対しては、廃炉研究やロボット、農林水産分野に資する専門人材の育成のための施設・設備や、企業・研究所等と連携した教育プログラム等の支援を、義務教育段階に対しては、人材の裾野を広げるための理数教育の推進に向けた取組への支援を実施している。

加えて、福島 12 市町村の将来像の実現加速化に向けて、平成 30 年度の重点テーマとして、「「教育コーディネーター」による「福島教育魅力モデル構築」に向けた調査事業」を実施し、ICT 等を活用した 12 市町村の魅力的な学校づくりを支援している。

⑥医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保、医療保険料等の減免等

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、今後、避難指示の解除が進むにつれて、相双地域の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療施設については、平成 29 年度に地域医療再生基金 236 億円を積み増し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいるところであり、平成 30 年４月には、二次救急医療機関である福島県ふたば医療センター附属病院が開設された。また、同年 10 月には多目的医療用ヘリの運航が開始され、患者の重症化防止や更なる負担軽減が図られることとなった。一方で、未だに浜通りでは９病院が入院機能の再開ができていない現状にある。

医師・看護師などの医療従事者については、修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣等による人材の養成・確保のための取組を支援している。なお、医療施設に従事する人口 10 万人当たりの医師数は、全国・被災３県とも増加傾向にあるが、相双地域では医師数が震災前よりも減少している。

介護・福祉人材の確保については、福島県相双地域における介護関係職種の有効求人倍率が依然として高い水準にあることを踏まえ、平成 29 年度までは、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者に対し、当該施設で一定期間従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行っていたが、平成 30 年度からは貸付限度額の引き上げ（30 万円→50 万円）や、県内から帰還した方々も貸付対象者とするといった対応を行った。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地での赴任に係る経費を補助している。

また、介護人材の確保策を進めながら介護施設等の当面の運営を支えるため、令和２年度まで時限的に運営支援を行うこととした。今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図ることとしている。

このほか、原発事故に伴う避難指示区域等において、保険者が国民健康保険料や国民健康保険の一部負担金等の減免等を行う場合に、国がその全額の財政支援を行っている。

⑦一団地の復興拠点の整備

一団地の復興再生拠点整備制度によって、平成 29 年２月１日に大熊町大川原地区、平成 29 年３月 23 日に双葉町中野地区、平成 30 年３月 30 日に双葉町双葉駅西側地区で都市計画決定がなされ、整備が進められている。

これらの復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年５月の福島特措法の改正により創設した福島再生加速化交付金などの様々な支援策を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施している。

⑧賠償の円滑な実施に向けた取組

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付などの業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助等を行っている。

また、東京電力の賠償の支払い状況については継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続等のため、必要に応じて支援を行っている。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針等を順次策定してきた。

⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備をはじめとした具体的な協議を行い、長期避難者生活拠点の形成に向けた取組方針として取りまとめ、これまでに 14 市町村で方針を策定し、公表している。あわせて、受入市町村において、平成 25 年度予算からコミュニティ復活交付金※により、復興公営住宅を中心に、道路改良などの関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じた高齢者サポート施設などの基盤整備や入居者同士あるいは入居者と地域住民との交流活動の支援などのソフト事業を一体的に実施している。

※　平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算より「福島再生加速化交付金」に統合。

復興公営住宅については、全体整備戸数 4,890 戸のうち平成 30 年度末までに 4,767 戸の整備が完了しており、入居開始済みとなっている。

また、応急仮設住宅に入居する全ての世帯が安定した住まいを確保できる

ようにするため、国・福島県・市町村が連携して支援を行うこととしている。平成 30 年度末に応急仮設住宅の供与期限を迎えた南相馬市、川俣町、川内村並びに葛尾村及び飯舘村の避難指示解除区域においては、応急仮設住宅に入居している全世帯に対して戸別連絡・訪問による相談支援を実施するとともに、国・福島県・市町村が参加する対応協議の場を開催し、連携して住宅の紹介・あっせんを含めた生活再建の支援を行った。今後、応急仮設住宅の供与が終了する他の町村においても、同様にきめ細かい対応を行うこととしている。

⑩心のケア等

原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、ややもすると心身の健康を損ないかねない状況に置かれており、その心のケアは引き続き重要な課題である。

このため、平成 24 年２月より、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援（アウトリーチ）を行うとともに、メンタルヘルスに関する情報発信や普及啓発、人材育成、地方公共団体職員などの支援者に対する支援等を行っている。

⑪原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成 25 年 10 月 11 日に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下（４）において「基本方針」という。）について、閣議決定するとともに、同日付けで国会に報告した。基本方針に基づき、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者支援体制強化事業をはじめとした様々な被災者生活支援等施策を実施してきたところである。

また、平成 27 年８月に、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針の変更を行ったところであり、引き続き必要な施策を行っていくこととしている。

⑫避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、国、福島県、各市町村による住民意向調査を平成 24 年度から実施している。平成 30 年度に実施した当該調査では、双葉町、富岡町、浪江町では、「戻らない」と回答した世帯が５～６割となっている一方、まだ判断がつかないと回答した世帯が２～３割となっている。

＜参考：平成 30 年度住民意向調査「帰還意向」について＞

	帰還意向（世帯構成比%）			
	戻っている	戻りたい	まだ判断つかない	戻らない
双葉町（n=1,495）	－	10.8	25.6	61.5
富岡町（n=2,992）	5.2	9.9	16.8	48.1
浪江町（n=3,042）	4.9	11.8	30.2	49.9
川俣町（n=268）	35.8	6.3	8.2	38.9
葛尾村（n=325）	24.9	21.2	23.4	26.8

※　復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「平成 30 年度原子力被災自治体における住民意向調査」による。

⑬既存ストックを活用したまちづくりの支援

避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させるため、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切に活用する場合に必要な取組の支援策として、令和元年度から福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）を創設した。また、同年度、帰還環境整備推進法人が実施する特定の事業の用に供するために土地等の譲渡が行われた場合の課税の特例措置が講じられた。

⑭鳥獣被害対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域等は、原則立入禁止となっている。これらの区域内では、農業生産活動などの人為活動の停滞、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが難しい状況となっている。このため、イノシシなどの野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生している。これらの鳥獣をこのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経

済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、国、福島県、市町村が連携して野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を進めているほか、平成 29 年１月には、「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」が発足し、平成 30 年３月に「避難 12 市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」を策定するなど、専門家の知見を活用し、広域で連携した鳥獣対策に取り組んでいる。今後も、野生鳥獣による生活環境被害等を抑えて住民の帰還が円滑に進むよう、取組を継続していく。

⑮帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。このような方針を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の事故から時が経過し、当該区域においても一部では放射線量が低下するとともに、福島県及び帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）からの帰還困難区域の取扱いに関する意向等も踏まえて、同区域の復興及び再生に関する制度を改正福島特措法に創設した。

具体的には、帰還困難区域のうち、５年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として「特定復興再生拠点区域」を当該市町村が設定し、当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染などの措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことによって、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現する。

また、特定避難指示区域市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、特定避難指示区域市町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国はそれらを支援するため必要な措置を講ずるものとする。

特定復興再生拠点区域については、平成 30 年５月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を認定し、帰還環境の整備を推進している。双葉町、大熊町、富岡町

については、令和元年度末までの JR 常磐線の全線開通時に、駅周辺等、一部区域での先行的な避難指示解除を目指している。帰還困難区域を抱える自治体の状況は、それぞれ大きく異なることから、解除済区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進する。

また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域についても、各自治体の実態や意見を踏まえて、土地活用の在り方等も含めて検討を進める。

⑯「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組

福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島 12 市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成 27 年７月、30～40 年後の姿を見据えた令和２年の課題と解決の方向を「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」として取りまとめた。

これを受け、復興庁と福島県が共同事務局となり、関係省庁、県、12 市町村等の参画のもと、提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行う、福島 12 市町村将来像提言フォローアップ会議を開催し、平成 28 年５月、「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」を取りまとめ、有識者検討会に報告した。本ロードマップでは、提言の主要個別項目について、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和２年までの工程を盛り込み、分野横断的かつ広域的な観点から取りまとめた。

また、平成 29 年６月、平成 30 年５月、令和元年６月には、その後の進捗を踏まえてロードマップの改訂を行った。

引き続き、有識者の助言等も踏まえて、関係省庁、県、市町村、民間と連携し、提言の個別具体化・実現に向けて取り組むとともに、フォローアップを行っていくこととしている。

＜参考：令和元年６月改訂「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」の５分野 22 項目＞

（１） 産業・生業（なりわい）の再生・創出	1.福島イノベーション・コースト構想の推進、2.官民合同チームの取組等、3.被災企業等への支援、4.福島フードファンクラブ（FFF）等の取組
（２） 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	5.二次医療体制の確保を含めた取組、6.ICT 活用による地域医療ネットワークの構築、7.地域包括ケアの実現に向けた取組
（３） 未来を担う、地域を担うひとづくり	8.小中学校再開のための環境整備等、9.魅力ある教育の推進、10.ふたば未来学園での先進教育の実施、11.小高産業技術高校での先端技術教育の実施、12.産業人材の育成
（４） 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	13.幹線道路の整備、14.JR 常磐線の早期の全線開通、15.復興拠点等の整備、16.地域公共交通の構築に向けた取組、17.その他広域連携の取組
（５） 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興	18.観光振興・交流人口の拡大、19.風評・風化対策の強化、20.文化芸術の振興、21.東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業の推進、22.Ｊヴィレッジを中核とした取組

（５）福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展

①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想については、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に、世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して検討が始まり、特に震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成 26 年６月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめられた。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギーなどのエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。主な動きとして、平成 30 年７月に、南相馬市において、「福島ロボットテストフィールド」が一部開所するととも

に、同月に、浪江町において、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が開始した。また、地元事業者の参画を進めるため、官民合同チームとも連携しながら、新たな企業が当該地域に求める技術ニーズと地元事業者の技術シーズ等のマッチングを後押しするなど、両者のビジネス機会の創出に向けた支援に取り組んでいる。

平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島特措法に基づく計画に同構想に係る取組を位置付け、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進める閣僚級の会議体の創設や、関係省庁、県等が参画して同構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場としての協議会を創設することが示された。

これを踏まえ、福島特措法の平成 29 年改正において、福島イノベーション・コースト構想を位置付けるとともに、平成 29 年７月に開催した第１回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を決定した。また、同年 11 月には、原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置した福島イノベーション・コースト構想推進分科会の初回会合を開催、平成 30 年 12 月 3 日には第二回分科会を開催し、構想実現に向けた取組状況の確認等を行った。さらに、福島特措法の平成 29 年改正に基づき福島県が策定した重点推進計画について、平成 30 年４月 25 日に内閣総理大臣の認定を行うとともに、同日に開催した第２回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を一部改正した。

また、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す福島イノベーション・コースト構想の更なる具体化を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けた国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、原子力災害からの福島復興再生協議会等での検討を重ね、令和元年秋に公表することとした。

加えて、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するためには、様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通り地域の復興をリードしていく体制を整備する必要があることから、復興大臣決定により令和元年７月 23 日に「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を設置し、国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成の在り方について、検討を進めている。

福島県は、平成 29 年７月に、福島イノベーション・コースト構想を推進する中核的な組織として、福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立した。同機構は、平成 30 年４月より体制を順次強化しており、平成 31 年１月には、公益財団法人の認定を受けている。

このように、福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組んでいる。

②福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とすることを目指し、平成 28 年９月に「福島新エネ社会構想」を策定した。本構想は、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱としている。

「再生可能エネルギーの導入拡大」に向けて、送電線増強に取り組んでいる。平成 29 年３月に送電事業会社を設立し、令和元度末までに運転開始予定の約９万 kW の太陽光発電設備を連系するため、主に沿岸部の浜通りルート全線及び阿武隈山地ルートの一部における送電線の敷設を完了させるべく、順次整備を進めている。

「水素社会のモデル構築」に向けて、平成 29 年８月に浪江町において大規模水素実証事業を開始し、平成 30 年７月よりプラント建設に着工している。世界最大級となる１万 kW の水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造し、県内のみならず 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際の活用も目指している。

「スマートコミュニティの構築」に向けて、浪江町・楢葉町・葛尾村の３町村が取組を実施している。既に３町村とも「スマートコミュニティの構築」のマスタープラン作りを完了しており、現在、本マスタープランに基づいて、「スマートコミュニティの構築」を進めている。なお、相馬市、新地町については既に構築が完了している。

平成 30 年 12 月に福島新エネ社会構想実現会議を開催し、福島新エネ社会構想に盛り込まれた取組のフォローアップを行った。

③「福島再生・未来志向プロジェクト」

平成 30 年８月、復興の新たなステージに向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」として、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、地元のニーズに応えた、脱炭素やリサイクル、自然との共生などの分野と、福島との連携をより強化していくこととなった。

具体的には、官民連携によるリサイクルなどの環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくりなどを効果的に組み合

わせ、事業を推進。また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に寄り添いつつ、事業を推進することとしている。

平成 30 年度においては、帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を公募し、事業者を採択した。令和元年７月から施設の建設を進めている。また、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS 事業において、平成 30 年度から、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT 等を活用した営農再開等について実現可能性の検証を行っている。平成 31 年４月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興」の構想を福島県と取りまとめたところであり、今後取組を推進していく。

（６）事業者・農林漁業者の再建

①事業者の事業・生業の再建に向けた取組

避難指示等の対象となった 12 市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、12 市町村の事業者等の自立に向けて、事業・生業の再建を図ることが重要である。

平成 27 年８月に国、福島県、民間の構成により創設された官民合同チームは、被災 12 市町村の事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺うとともに、その結果を踏まえ、専門家派遣による事業計画策定などの経営コンサルティング、設備投資、人材確保、販路開拓支援等を実施している（令和元年８月末までに、約 5,300 の事業者を個別訪問。）。また、平成 29 年９月からは、分野横断・広域的な観点から、商業施設やまちづくり会社の創設・運営など、12 市町村へのまちづくりの専門家支援を進めている。

さらに、地域経済に新たな波及効果をもたらすために、官民合同チームでは域外からの人材の呼び込みと域内での創業支援にも取り組んでいるため、平成 31 年４月からはコンサルティング支援の対象に創業等に取り組む者を追加した。今後とも、被災地域の事業・生業の再建に向けて、官民合同チームと連携し、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。

②企業立地支援による雇用創出及び産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、被災地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成 28 年度より自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新増設を行う企業等を支援している。

＜参考：各企業立地補助金の執行状況（令和元年９月末時点）（再掲）＞

補助金名	対象地域	交付決定件数 （交付決定額）
ふくしま産業復興企業立地支援事業	福島県全域（避難指示区域等を除く。）	452 件 （約 1,763 億円）
原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 （125 億円）
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）	441 件 （約 1,678 億円）
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島県 12 市町村の避難指示区域等	60 件 （約 386 億円）

③営農再開に向けた取組

福島県において速やかに営農再開ができるように、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付実証、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成 29 年４月から、官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、平成 28 年に実施した農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（令和元年８月までに、約 1,600 名の農業者を訪問。）。

これらの取組により、飯舘村、葛尾村、楢葉町、南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約 3,400ha において、平成 30 年産米の作付が再開、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の出荷量が震災前の約９割まで回復、川俣町や飯舘村におけるトルコギキョウ生産の回復に加え、浪江町のリンドウ・トルコギキョウ、川俣町のアンスリウムなどの新しい花き産地の形成が進行、復興牧場が設立され酪農が再開するなど、農業の復興に取り組んでいるところ。しかしながら、原子力被災 12 市町村の農地については、営農再開した面積は 29%にとどまっており、営農再開の加速化が重要な課題となっている。このため、これまで行ってきた被災農業者への支援や農地・農業用施設の整備、ため池等の放射性物質対策、鳥獣被害対策等により、引き続き営農再開を推

進するとともに、令和２年４月から市町村に農林水産省から常駐職員を派遣し、営農再開加速化のための人的体制を強化することとしている。

④森林・林業の再生のための取組

森林については、平成 28 年３月に復興庁・農林水産省・環境省の３省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内の人が日常的に立ち入る場所等における除染を進めてきた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壌流出を抑制する効果のある間伐などの森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などの取組を進めることとしている。

また、この総合的な取組の主要施策である里山再生モデル事業については、現在までに計 14 地区をモデル地区として選定し、事業に取り組んでいる。令和元年度を目途にその成果を取りまとめ、今後の的確な対策の実施に反映することとしている。

さらに、きのこ栽培用の生産資材の導入等の支援やしいたけ原木林の再生に向けた実証事業を実施するなど、特用林産物の生産の再開・継続のための取組を進めている。

加えて、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、安全性の確認された木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定・検査手法の検討、検査体制の構築を支援している。さらに、放射性物質の影響により利用されず製材工場等に滞留している樹皮（バーク）の処理や、樹皮の有効利用に係る実証への支援を行っている。

平成 29 年時点で、福島県における林業産出額は震災発生前の 81%（平成 23 年：70%）の水準である。また、特用林産物については、令和元年 9 月末時点で福島県を含めて 23 品目 13 県 193 市町村において出荷が制限され、平成30年の福島県のしいたけの生産量は震災発生前の71%（平成23年:50%）の水準である。こうしたことから、放射性物質対策と一体となった間伐などの森林整備やきのこをはじめ特用林産物の産地再生が重要な課題となっている。

⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援

福島県における漁業の本格的な操業再開に向け、がれきの撤去・処理への

支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施しており、復旧の希望がある漁船（復旧希望の可能性のある漁船を含む。）については、85%が復旧している。一方、震災前と比べて水揚金額は 30%、水揚量は 38%の水準となっており、また、試験操業が続いている沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は 15%の水準にとどまっている。また、水産加工業についても売上げが震災前の８割以上に回復している事業者の割合は 17%となっている。このため、引き続き本格的な操業再開による水揚量の増加や水産加工業の販路の回復が重要な課題となっている。

（７）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

①風評の払拭に向けた取組

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の３つの観点から、関係省庁が一体となって、効果的な情報発信に取り組んでいる。

平成 31 年４月開催の「風評対策タスクフォース」において、戦略に基づく各省庁の取組のフォローアップを行った。復興大臣から各省庁に対し、G20 首脳会合をはじめとした国際会議などのあらゆる機会を捉えて、国外に積極的に情報発信を行うことを指示した。また、これまでの取組の効果を踏まえた必要な見直しを行い、令和元年度の施策を着実に実施することとともに、施策の効果を総括し、より効果的な施策となるよう令和２年度予算要求を行うことを指示した。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評対策を強力に推進する。

②被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組

被災児童生徒へのいじめに関して、文部科学省は、平成 29 年３月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記し、学校現場に対して対応の強化を求めた。また、同年４月に、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者・地域住民、教育委員会等の職員・学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止することが重要であることから、福島県教育委員会作成の東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的

な活用を促進するとともに、放射線についての科学的な知識を児童生徒に教えていくことも重要であることから、平成 30 年 10 月に文部科学省が改訂した放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促した。

加えて、平成 29 年５月には福島特措法に、被災児童生徒へのいじめ防止対策を追加した。

③福島県の農林水産品のブランド力向上と販路拡大・開拓

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援している。具体的には、生産者の第三者認証 GAP 等の取得、水産エコラベルの取得、オンラインストア等を活用した新たな販路開拓、商談機会の拡大、大手量販店への販売棚設置等を支援している。

④福島県産農産物等の流通の実態調査等

福島特措法に基づき福島県産農産物等流通実態調査を実施し、全体として生産量や価格水準が震災前の水準まで回復していないことや、仲卸業者などの納入業者が、小売業者、外食業者等の納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりもネガティブに評価していること等が明らかになった。福島県産農産物等が適正な評価を受けて取り扱われるよう、調査結果に基づき、小売業者等の納入先は福島県産品の取扱いに関して決して消極的ではないこと等を周知する旨の指導等を行った。

⑤教育旅行を含めた観光

観光については、福島県における教育旅行の人泊数・校数とも震災前の水準を下回る（福島県教育旅行入込調査報告書）等の状況を踏まえ、２（４）のとおり、平成 28 年度から関連予算を大幅に増額し、観光復興の取組を強化している。

⑥輸入規制撤廃に向けた取組

日本産農林水産物・食品に輸入規制を行っている国・地域に対して、政府一丸となって撤廃・緩和に向けた働きかけを行ってきた結果、規制を講じた 54 か国・地域のうち 32 か国・地域が規制を撤廃し、20 か国・地域が規制を緩和した。韓国の輸入規制措置について、平成 31 年４月に世界貿易機関（以下「WTO」という。）上級委員会が、WTO 協定に非整合的であるとした第一審判断を取り消したことを受け、令和元年５月に、規制措置を維持する国・地域での更なる緩和又は撤廃を目指すことを盛り込んだ「WTO 上級委報告書の

結果を踏まえた対応方向について」を公表した。

⑦除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理

上述のとおり、計画に基づく面的除染については、平成 30 年３月末までに帰還困難区域を除き８県 100 市町村の全てで完了した。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する「県民健康調査」について、財政的・技術的な支援を行うとともに、「県民健康調査」に携わる人材の育成を支援している。

また、原発の緊急・復旧作業に従事した作業員等の健康影響に関する追跡調査を行った。

４　復興の姿と震災の記憶・教訓

（１）復興の姿の国内外への発信

復興の進捗や被災地の状況について、随時分かりやすく情報を発信し、国内外において風評を払拭することが重要である。

そのため、各種メディア等の活用に加え、引き続き、平成 28 年 11 月に開設した公式 Facebook において、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する情報を SNS で発信するとともに、動画などによる情報発信を行った。

平成 30 年 10 月には、初めての試みとして、福島の風評に立ち向かう高校生の姿を描いた LINE で読めるマンガの配信を行った。

さらに、外国における理解促進のため、ネット有名人やジャーナリストによるネット上の情報発信を行ったほか、海外テレビ番組を制作して、アジア向けに放送した。

また平成 30 年９月、ワールド・プレス・ブリーフィングでのレセプションに復興大臣が出席し、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故からの復興等について講演を行ったほか、被災３県の食材等を提供するとともに、動画を上映した。また同年 11 月の各国オリンピック委員会連合（以下「ANOC」という。）総会レセプションにおいては復興庁ブースを設置し復興状況等についての正確な情報を発信し、風評の払拭に努めた。このほか令和元年６月の G20 大阪サミットでは復興庁ブースの設置や被災地の食材リストを情報提供したほか、同年８月の第７回アフリカ開発会議（TICAD7）でも、パネル展示を行い、積極的に情報発信を行った。

（２）2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた取組

政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、被災地と連携しながら、復興の後押しとするべく、世界各国から寄せられた支援に対する感謝を伝えるとともに、国の総力を挙げて力強く復興に向かいつつある我が国の姿を世界に向けて発信することとしている。

「復興五輪」の推進に向けて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）によって設置された被災地復興支援連絡協議会において、被災３県や関係団体と協議を行うほか、平成 30 年９月に復興五輪連絡調整会議（議長は復興副大臣）を設け、被災３県との情報共有を図っている。

被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催については、平成27年９月末に政府から組織委員会に対して要望を行った結果、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）理事会において、宮城スタジアムと茨城カシマスタジアムがサッカーの競技会場として、福島県営あづま球場が野球・ソフトボールの競技会場として、正式に承認されたほか、オリンピック競技の最初の種目として同球場でソフトボールの試合が行われることが決定された。

開会式・閉会式については、平成29年12月に、組織委員会が「開会式・閉会式に関する基本コンセプト最終報告」を公表し、その中で「復興」が演出のテーマの一つに位置付けられた。

聖火リレーについては、国も参画する組織委員会聖火リレー検討委員会における検討を経て、平成30年４月、東京オリンピック・パラリンピック調整会議において、被災３県の聖火リレーの日数を他県より１日多く配分することや、聖火リレーに先立ち、「復興の火」として種火を被災３県で順次展示することが決定された。さらに、同年７月、同調整会議において、聖火リレーの出発地点を福島県とすることが了承され、平成31年３月に、聖火リレーのグランドスタート会場が「ナショナルトレーニングセンターＪヴィレッジ」に決定された。令和元年６月には、組織委員会において、聖火リレーのルート概要が発表された。

大会施設や選手村における被災地産の資材及び食材の活用についても関係各所に働きかけを行ってきたところである。平成30年１月には、日本スポーツ振興センターが、新国立競技場のエントランスゲートの軒に被災３県の木材を活用することを公表した。また、食材については、平成29年３月には、組織委員会が持続可能性に配慮した調達コードを策定し、調達の際の被災地の復興への配慮について明記されたほか、GAP(農業生産工程管理）などの認証を取得した農産物を利用する方針が示された。平成30年３月には、組織委員会が「飲食提供に係る基本戦略」を策定し、「飲食を通じた復興支援」として、被災地産食材を活用したメニューを提供する方針が盛り込まれた。

このほか、政府の推進する「ホストタウン」において、これまで支援を受けた海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、地域住民との交流を行う「復興『ありがとう』ホストタウン」を平成29年９月に新設し、その後も登録先を拡大しつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交流を支援している。

加えて、平成29年12月には第５回IOC調整委員会公式夕食会を、平成30年９月にはワールド・プレス・ブリーフィング・レセプションを、同年

11 月には ANOC 総会レセプションを開催し、被災３県の復興の状況や食材等の PR を実施したほか、復興庁ホームページの「復興ポータルサイト」を通じ、復興情報、被災地における大会に関連するイベント・事前キャンプ等の情報を発信している。

さらに、在京大使館関係者の参加を募り、宮城（令和元年５月）・岩手（令和元年６月）・福島（令和元年７月）の３県を対象として、被災地の視察ツアーを実施した。被災地の養殖現場の視察や、魚介類・果物を食する機会を提供し、風評払拭に努めた。

また、ラグビーワールドカップ 2019 については、岩手県釜石市が開催都市の一つに決定し、同地での開催に向け、岩手県及び釜石市によって平成 29 年４月に設立されたラグビーワールドカップ 2019 釜石開催実行委員会に復興庁が参画しており、令和元年９月 25 日にフィジー対ウルグアイ戦が行われた（同年 10 月 13 日に同地で開催予定であったナミビア対カナダ戦は、台風 19 号の影響により中止された。）。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 に向けて、復興大臣等が在京大使館を訪問し、関係者と意見交換するなどして、復興情報等の海外発信に資する「復興五輪」海外発信プロジェクトを開始した。

（３）震災の記憶と教訓の後世への継承

①国営追悼・祈念施設、復興祈念公園

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設の整備を進めている。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設について、平成 26 年 10 月 31 日の閣議決定を踏まえ、平成 27 年度に事業に着手した。平成 29 年３月に起工式を執り行い、令和２年度末を目途に整備を進めており、岩手県の国営追悼・祈念施設については、令和元年９月に一部利用開始した。両県の復興祈念公園内では、震災・津波の記憶や教訓等の国内外への伝承・発信を目的に、防災教育の更なる充実にも資する展示施設等の整備が進められている。

福島県に設置予定の国営追悼・祈念施設については、平成 29 年９月１日に浪江町への設置を閣議決定した。平成 30 年７月に基本計画を策定し、令和２年度中の一部利用に向け整備を進めている。

②復興全般にわたる取組の集約・総括

「事例に学ぶ生活復興」により、多様な教訓を次の世代に伝えるとともに、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興全般にわたる取組の集約を進めている。

③防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が600名を超えるなど甚大な被害が発生した一方、防災教育の成果をいかして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための危機管理マニュアルを作成する際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年３月作成）や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年２月作成）、防災教育を系統的、体系的に整理した教職員向けの指導用参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年３月作成）を配布している。

さらに、平成29年３月24日に閣議決定した「第２次学校安全の推進に関する計画」や新学習指導要領において防災を含む安全教育に係る記述を充実させるとともに、これらを踏まえ、引き続き学校防災に関する取組を推進している。

５　各種制度、予算・決算

（１）復興関係制度の活用状況

①復興特区の活用状況

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、平成 23 年 12 月に、規制・手続などの特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）が成立した。

また、平成 26 年４月に、復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与することを目的に、土地収用の更なる迅速化を内容とする、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）が成立した。

さらに、平成 31 年３月８日には、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」が変更され、復興・創生期間の被災地におけるまちづくりや産業・生業の再生などの取組を一層促進するため、令和元年度から復興特区税制の拡充を図ることや、引き続き、復興特区制度に基づく規制、税財制及び金融における特例措置が活用されるよう支援する旨が記載された。

東日本大震災復興特別区域法に基づき、令和元年９月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画が 273 件認定された。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、岩手県の 12 市町村、宮城県の 14 市町、福島県の 13 市町村において公表されている。

＜参考：復興推進計画の認定状況＞（平成 30 年 10 月 1 日～令和元年９月 30 日）

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	2 月 1 日	三沢市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車部品製造工場の増設が促進される。
	7 月 3 日	八戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	食肉プロセスセンターの新設が促進される。
岩手	1 月 22 日 変更認定	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
宮城	11 月 6 日	東松島市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	植物工場の新設が促進される。
	11 月 6 日	大和町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	スーパーマーケットの新設が促進される。
	11 月 6 日	利府町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	試験研究施設の新設が促進される。
	12 月 19 日	名取市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業にについて、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	12 月 19 日 変更認定	宮城県・ 34 市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3 月 15 日 変更認定	宮城県・ 10 市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎、事務所、商店等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	3 月 15 日 変更認定	石巻市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公益的施設、仮設店舗、仮設工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	2 月 1 日	名取市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	レトルト食品製造工場の新設が促進される。
	2 月 1 日	気仙沼市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	冷凍食品製造工場の新設が促進される。
	2 月 1 日	利府町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	加工食品製造工場の新設が促進される。
	7 月 3 日	岩沼市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	加工食品製造工場の新設が促進される。
福島	10 月 1 日 認定取消	楢葉町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	宿泊施設の新設が促進される。
	11 月 6 日	須賀川市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	建設機械部品製造工場の増設が促進される。
	11 月 6 日	会津若松市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	半導体生産器具製造工場の新設が促進される。
	11 月 6 日	会津若松市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車向け電子部品製造設備の増設が促進される。
	11 月 6 日	本宮市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	半導体用電子部品製造工場の増設が促進される。
	11 月 6 日	田村市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	植物工場及び加工施設の新設が促進される。
	11 月 6 日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	化学工業製品製造設備の増設が促進される。
	11 月 6 日	玉川村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車部品製造工場の増設が促進される。

福島	12月26日 変更認定	南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、校舎、廃棄物処理施設、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	1月18日 変更認定	福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税・地方税）	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業、農業関連産業、漁業関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	1月18日 変更認定	福島県・52市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	2月1日	郡山市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	グラスファイバー製造設備の増設が促進される。
	2月1日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	風力発電設備保守点検施設の新設が促進される。
	2月1日	須賀川市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	業務用機械器具製造設備の増設が促進される。
	2月1日	本宮市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	電子部品製造設備の増設が促進される。
	2月1日	富岡町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ビジネスホテル新設が促進される。
	2月1日	南会津町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車部品製造工場の新設が促進される。
	2月1日	矢吹町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	プラスチック製品製造工場の増設が促進される。
	2月1日	浪江町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ビジネスホテルの新設が促進される。
	7月3日	相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	化学工業製品製造工場の増設が促進される。
	7月3日	郡山市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	グラスファイバー関連の研究施設の新設が促進される。
	7月12日 変更認定	福島県・33市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。

＜参考：復興整備計画の公表状況＞

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計 12 市町村 （宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町）	計 199 地区	・市街地開発事業 （宮古市等の計 21 地区） ・集団移転促進事業 （宮古市等の計 45 地区） ・都市施設の整備に関する事業 （宮古市等の計 77 地区） ・小規模団地住宅施設整備事業 （大槌町の計７地区） ・土地改良事業 （釜石市等の計３地区） ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 （宮古市等の計 81 地区）	・農地法の転用許可みなし （宮古市等の計 59 地区） ・都市計画法の事業認可みなし （大船渡市等の計 4 地区）
宮城	○計 14 市町 （仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）	計 436 地区	・市街地開発事業 （石巻市等の計 32 地区） ・集団移転促進事業 （仙台市等の計 194 地区） ・都市施設の整備に関する事業 （石巻市等の計 71 地区） ・土地改良事業 （南三陸町の計２地区） ・津波防護施設の整備に関する事業（山元町の計１地区） ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 （仙台市等の計 168 地区）	・農地法の転用許可みなし （仙台市等の計 215 地区） ・都市計画法の開発許可みなし （石巻市等の計 157 地区） ・自然公園法の建設等許可みなし （石巻市等の計 36 地区）
福島	○計 13 市町村 （いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村）	計 257 地区	・市街地開発事業 （いわき市等の計７地区） ・集団移転促進事業 （いわき市等の計 54 地区） ・都市施設の整備に関する事業 （いわき市等の計 76 地区） ・小規模団地施設整備事業 （いわき市の計 3 地区） ・土地改良事業 （相馬市等の計 13 地区） ・造成宅地滑動崩落対策事業 （楢葉町の計１地区） ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 （いわき市等の計 116 地区）	・農地法の転用許可みなし （いわき市等の計 126 地区） ・都市計画法の開発許可みなし （いわき市等の計 22 地区）

※　復興庁作成（令和元年９月末時点）

②復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、機動的な復興事業の実施を可能としている。

これまでに、交付可能額通知を 24 回行っており、その事業費は４兆 0,446 億円（うち国費は約３兆 2,315 億円）となっている。

なお、復興交付金事業計画を策定した 102 地方公共団体のうち、全ての事業を完了して実績評価を終えている地方公共団体は 32 となっている。

＜参考：復興交付金（県別の交付可能額）＞

第１回：平成 24 年３月２日　第２回：平成 24 年５月 25 日　第３回：平成 24 年８月 24 日
第４回：平成 24 年 11 月 30 日　第５回：平成 25 年３月８日　第６回：平成 25 年６月 25 日
第７回：平成 25 年 11 月 29 日　第８回：平成 26 年３月７日　第９回：平成 26 年６月 24 日
第 10 回：平成 26 年 11 月 25 日　第 11 回：平成 27 年２月 27 日　第 12 回:平成 27 年６月 25 日
第 13 回：平成 27 年 12 月１日　第 14 回：平成 28 年２月 29 日　第 15 回:平成 28 年６月 24 日
第 16 回：平成 28 年 12 月１日　第 17 回：平成 29 年２月 28 日　第 18 回:平成 29 年６月 23 日
第 19 回：平成 29 年 12 月１日　第 20 回：平成 30 年２月 28 日　第 21 回:平成 30 年６月 27 日
第 22 回：平成 30 年 11 月 30 日　第 23 回：平成 31 年２月 28 日　第 24 回：令和元年６月 27 日

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合　計
事業費	1.0	70.2	10,739.1	23,843.1	4,404.3	679.0	8.7	51.5	621.9	1.4	25.7	40,446.0
（うち第１回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.8	—	—	3,054.9
（うち第２回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第３回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
（うち第４回）	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
（うち第５回）	—	1.3	509.0	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,538.4
（うち第６回）	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.1	—	632.0
（うち第７回）	—	2.5	325.4	1,561.4	359.5	87.2	—	—	2.2	—	—	2,338.2
（うち第８回）	—	3.8	622.7	1,742.2	204.5	21.0	—	—	17.1	—	4.5	2,615.8
（うち第９回）	—	3.0	143.3	504.4	39.1	4.2	0.6	—	7.2	0.05	—	702.0
（うち第 10 回）	—	14.6	868.7	2,657.9	626.7	62.9	—	2.1	8.9	—	—	4,241.7
（うち第 11 回）	—	2.7	534.5	988.7	178.6	29.4	0.05	—	299.8	—	2.8	2,036.7
（うち第 12 回）	—	0.2	183.3	262.3	29.4	73.7	—	38.4	147.1	0.1	0.8	735.2
（うち第 13 回）	—	—	394.5	1,169.7	102.2	0.3	—	—	—	—	—	1,666.6
（うち第 14 回）	—	1.2	399.1	955.6	119.8	3.4	—	—	7.5	—	0.5	1,487.0
（うち第 15 回）	—	—	31.5	167.8	10.9	0.1	—	—	—	0.1	—	210.3
（うち第 16 回）	—	—	485.4	482.6	11.5	11.2	—	—	—	—	—	990.7
（うち第 17 回）	—	—	293.4	520.4	39.3	—	—	3.0	16.9	—	—	872.9
（うち第 18 回）	—	—	5.2	65.4	3.4	—	—	—	—	0.05	—	74.1
（うち第 19 回）	—	—	497.6	425.9	18.8	—	—	—	—	—	—	942.3
（うち第 20 回）	—	—	52.3	316.7	37.0	—	—	—	12.1	—	—	418.1
（うち第 21 回）	—	—	3.9	47.1	0.8	—	—	—	—	0.1	—	51.9
（うち第 22 回）	—	—	185.4	570.3	4.3	—	—	—	—	—	—	760.0
（うち第 23 回）	—	0.4	30.4	212.3	3.1	—	—	—	—	—	0.7	246.9
（うち第 24 回）	—	—	21.5	29.6	0.3	—	—	5.1	—	0.05	—	56.6

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合　計
国費	0.7	56.6	8,620.3	19,140.2	3,496.6	520.7	6.6	38.7	412.4	1.2	20.9	32,315.0
（うち第１回）	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
（うち第２回）	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
（うち第３回）	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6
（うち第４回）	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
（うち第５回）	—	1.0	405.4	1,307.3	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,996.6
（うち第６回）	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.1	—	527.2
（うち第７回）	—	2.0	250.2	1,237.3	274.2	66.7	—	—	1.7	—	—	1,832.0
（うち第８回）	—	3.0	488.1	1,453.0	165.4	17.2	—	—	12.1	—	3.6	2,142.3
（うち第９回）	—	2.4	113.9	386.2	30.0	3.2	0.5	—	5.4	0.04	—	541.5
（うち第10回）	—	11.4	692.9	2,115.0	489.8	47.9	—	1.5	6.8	—	—	3,365.4
（うち第11回）	—	2.2	417.8	771.1	137.6	22.3	0.04	—	184.6	—	2.3	1,538.0
（うち第12回）	—	0.1	145.6	197.4	22.0	55.3	—	28.8	94.4	0.04	0.6	544.2
（うち第13回）	—	—	314.1	950.5	79.8	0.2	—	—	—	—	—	1,344.7
（うち第14回）	—	1.0	319.2	761.1	97.5	2.7	—	—	5.7	—	0.4	1,187.5
（うち第15回）	—	—	24.5	138.9	8.0	0.1	—	—	—	0.05	—	171.6
（うち第16回）	—	—	379.7	382.1	9.0	8.6	—	—	—	—	—	779.4
（うち第17回）	—	—	234.6	409.5	29.2	—	—	2.2	12.7	—	—	688.2
（うち第18回）	—	—	4.2	48.5	2.6	—	—	—	—	0.04	—	55.3
（うち第19回）	—	—	381.0	326.4	14.2	—	—	—	—	—	—	721.6
（うち第20回）	—	—	42.0	240.6	27.3	—	—	—	9.1	—	—	318.9
（うち第21回）	—	—	3.1	36.6	0.6	—	—	—	—	0.04	—	40.4
（うち第22回）	—	—	141.4	428.8	2.9	—	—	—	—	—	—	573.1
（うち第23回）	—	0.3	25.6	171.0	2.4	—	—	—	—	—	0.6	200.0
（うち第24回）	—	—	17.8	20.9	0.2	—	—	3.9	—	0.04	—	42.9

※　県別、単位は億円

※　復興庁作成（令和元年９月末時点）

＜参考：復興交付金を活用した主な事業＞

・防災集団移転促進事業（28 市町村、約 5,658 億円）

・災害公営住宅整備事業等（63 市町村、約 7,042 億円）

・道路事業（50 市町村、約 5,430 億円）

・水産・漁港関連施設整備事業（36 市町村、約 2,751 億円）

・都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
（22 市町村、約 4,412 億円）
・農地整備、農業用施設等整備事業（40 市町村、約 2,101 億円）

③福島再生加速化交付金等の活用状況

（ｉ）福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備などの事業に対する支援を実施している。平成 25 年度補正予算における制度創設から令和元年９月 25 日までに交付可能額通知を 26 回行っており、事業費は約 3,590 億円（うち国費は約 2,828 億円）となっている。

＜参考：福島再生加速化交付金（帰還環境整備）を活用した主な事業＞
・災害公営住宅整備事業等（６町村、約 147 億円）
・福島復興再生拠点整備事業（２町、約 257 億円）
・学校施設環境改善事業（10 市町村、約 111 億円）
・生活環境向上支援事業（10 市町村等、約 40 億円）
・個人線量管理・線量低減活動支援事業
（福島県及び 45 市町村等、約 124 億円）
・農山村地域復興基盤総合整備事業（福島県及び 28 市町村、約 924 億円）
・原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（10 市町村、約 780 億円）

（ⅱ）コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成 25 年度予算における制度創設から令和元年６月 27 日までに交付可能額通知を 26 回行っており、事業費は約 2,280 億円（うち国費は約 1,985 億円）となっている。

＜参考：コミュニティ復活交付金を活用した主な事業＞
・災害公営住宅整備事業等（15 市町村、約 2,013 億円）
・道路事業（28 か所、約 51 億円）

（ⅲ）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子ど

もの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成などのソフト施策を支援している。平成 25 年度予算における制度創設から令和元年６月 27 日までに交付可能額通知を 22 回行っており、事業費は約 421 億円（うち国費は約 213 億円）で、運動施設 63 か所、遊具の更新 644 か所の整備等を進めている。

＜参考：子ども元気復活交付金を活用した主な事業＞
・学校・保育所・公園等の遊具の更新
・運動施設等の整備
・子育て定住支援賃貸住宅の整備
・プレイリーダーの養成

（ⅳ）福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の活用状況

道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援を行っている。また、平成 28 年度予算における制度創設から令和元年６月 27 日までに交付可能額通知を 12 回行っており、事業費は約 196 億円（うち国費は約 98 億円）となっている。

（ⅴ）福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設等整備）の活用状況

福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けて、福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）の整備及び拠点周辺の生活環境整備等への支援を行っている。平成 29 年度予算における制度創設から平成 31 年４月１日までに交付可能額通知を４回行っており、事業費は約 45 億円（うち国費は約 29 億円）となっている。

（ⅵ）福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）の活用状況

原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切に活用する場合に必要な取組の支援を行っている。令和元年度予算における制度創設から令和元年６月 27 日までに、交付可能額通知を１回行っており、事業費は約 27 百万円（全額国費）となっている。

（vii）地域の希望復活応援事業（福島生活環境整備・帰還再生加速事業）の活用状況

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進する。平成 24 年度予算における制度創設から平成 30 年度までに実施した事業費は約 456 億円（全額国費）となっている。

＜参考：地域の希望復活応援事業を活用した主な事業＞

・公共施設・公益的施設の清掃・修繕
・喪失した生活基盤施設の代替・補完
・直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制・保全

（２）予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

復興事業の規模については、集中復興期間における復興事業費を、平成 26 年度における復興事業の執行状況を踏まえ、25.5 兆円程度と見込み、復興・創生期間における復興事業費の見込みも含め、復興期間 10 年間では 32 兆円程度と見込んでいる。

復興財源については、28.8 兆円程度の収入となると見込まれる、これまで計上した復興財源に加え、最大 3.2 兆円程度を確保することにより、復興期間 10 年間の復興財源 32 兆円程度を確保することとしている（「平成 28 年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年６月 30 日閣議決定））。

②予算

（ｉ）平成 30 年度東日本大震災復興特別会計予算

平成 30 年度東日本大震災復興特別会計予算は２兆 3,593 億円であり、その概要は以下のとおりである。

・　被災者支援　768 億円

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

・　住宅再建・復興まちづくり　6,996 億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推

進。

・　産業・生業の再生　1,052 億円

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。

福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災 12 市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

・　原子力災害からの復興・再生　7,477 億円

原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された区域での鳥獣被害対策等の生活再開に必要な環境整備や帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想に係る取組や風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化する。また、中間貯蔵施設の整備等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等の搬出等を着実に推進する。

・　「新しい東北」の創造　８億円

これまで行ってきた各種の取組で蓄積したノウハウ等の被災地内外での普及・展開に対する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,252 億円）や復興加速化・福島再生予備費（3,000 億円）等を計上した。

（ⅱ）令和元年度東日本大震災復興特別会計予算

令和元年度東日本大震災復興特別会計予算は２兆 1,348 億円であり、その概要は以下のとおりである。

・　被災者支援　614 億円

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を引き続き実施。

・　住宅再建・復興まちづくり　6,927 億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路などの社会インフラの整備について、2020 年度の完工を目指し推進。

・　産業・生業の再生　691 億円

観光復興や人材確保、水産加工業の販路開拓等のソフト支援に引き続

き注力。

福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災 12 市町村における事業再開・新規立地などの取組を引き続き実施。

・　原子力災害からの復興・再生　6,486 億円

原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備や帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想に係る取組や風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。また、中間貯蔵施設の整備等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等の搬出等を着実に推進。

・　「新しい東北」の創造　７億円

「新しい東北」の創造に向けて、これまで行ってきた各種の取組で蓄積したノウハウ等を被災地域内で普及・展開することを支援するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を促進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,246 億円）や復興加速化・福島再生予備費（3,000 億円）等を計上した。

③決算

平成 30 年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額２兆 0,214 億円に対し収納済歳入額は２兆 5,322 億円であって、予算額との差は 5,108 億円の増加である。

歳出については、歳出予算現額２兆 7,556 億円に対し支出済歳出額は１兆 8,680 億円、翌年度繰越額 6,139 億円及び不用額 2,736 億円である。

この結果、収納済額と支出済額の差額として 6,642 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第８条第１項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

④復興関連予算使途の厳格化

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないよう使途の厳格化を図っている。全国向け事業に係る基金については、執行済み及び執行済みと認められるものを除き、復興庁及び財務省から基金を所管する府省に対し、基金の執行を見合わせ国へ返還すること等を要請（平成 25 年７月）しており、平成 25 年度から平成 30 年度までの国庫返還額は 2,992 億円となっている。